

---

平成28年 第2回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

平成28年6月6日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

平成28年6月6日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鏑水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 高木 典雄君	副市長 …………… 吉岡 慎一君
教育長 …………… 麻生 秀喜君	市長公室長 …………… 石井 好貴君

総務課長	……………	楠原 康成君	会計管理者	……………	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長	……………			……………	瀧内 教道君
企画財政課長	……………	金子 好治君	税務課長	……………	宇野 弘君
徴収対策室長	……………	段野 弘美君			
市民生活課長兼人権・同和対策室長	……………			……………	安元 正徳君
生涯学習課長	……………	瀧内 英敏君	保健課長	……………	増岡 寿君
福祉事務所長	……………	秦 克之君	住環境建設課長	……………	江島 高治君
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………			……………	熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長	……………			……………	田籠 正規君
水資源対策室長	……………	高木新一郎君	学校教育課長	……………	内藤 一成君
浮羽市民課長	……………	山田 昭紀君	自動車学校長	……………	今村 一朗君
総務法制係長	……………	大石 恵二君			

---

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） では、改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許します。2番、鍮水英一議員の発言を許します。2番、鍮水英一議員。

○議員（2番 鍮水 英一君） おはようございます。2番、鍮水です。一番くじを引かせていただいております。新議長の許可の上、改めまして、よろしく願い申し上げます。

定例会初日、市長からも報告がされましたが、先月、沖縄県で開催された第118回九州市長会総会、地震対応のため7市長の欠席の中、今回の地震に対し、九州は一つ、復興に向け、国へ支援要求の採択がなされ、迅速な政府の判断、決行、さらに、復興予算に向けた補正予算もスピード成立となりました。これを機に、九州は県境を越えた一つの防災組織の広域化が必要だと思ったところです。

また、うきは市でも早急な支援の対応、職員の派遣など、行政を初め、市民の方々、企業、各種団体の皆様に感謝を申し上げる次第です。

さて、我が国では、平成に入り、マグニチュード4.5以上の地震、平成27年度までに約

140回起こっております。そのうち20回がマグニチュード7以上という、まさに地震列島だということは言い逃れはできません。熊本は九州の広域拠点とする構想の公表がされていましたが、今回の地震により、日本には安全地帯はないということが改めて実感されたところです。

そこで、この先、いつ災害が起きるともわからない、我がうきは市において、地域防災及び災害時に影響するであろう今後の事業につき、お伺いいたします。

うきは市には、平成23年3月に耐震改修促進計画、地震ハザードマップ、26年5月、地域防災計画、22年作成後、24年に九州北部豪雨後、更新された27年4月に総合防災マップ、28年、本年3月、第2次総合計画など、事前の備えに役立てるための多くの資料があります。また、先月22日の総合防災訓練、災害時における防災意識、敏感な反応と知識など、熊本・大分の地震後、再確認をされたことと思います。

そこで、1点目です。資料は拝読していますが、災害自体をとめることはできません。そこで、平成24年の九州北部豪雨、今回の熊本・大分地震、改めて災対本部長の立場より、市の危機管理の実態・状況、そして、今後の行政の方針をお伺いします。

2点目、本年度、災害対策費の中で、木造住宅耐震改修事業費補助金320万円、これ4件分です。木造住宅耐震診断費補助金3万円、10件分と予算計上されていますが、熊本・大分震災後、うきは市管内での申請状況をお伺いします。

次に、予算計上、空き家対策等対策費433万6,000円、空き家実態調査委託760戸分となっています。そこで、3点目です。対策計画の中で、正確な空き家の把握、推進事業の方法につきお伺いします。

さらに、ことしの1月、寒波による水道管の破裂が九州各地で発生しております。空き家は被害がすぐに判然せずとの結果報告も出されています。また、今回の地震以降、水道水の濁り、湧き水の枯渇など、熊本にあっても異変の状態であります。

4点目です。生命の中で大重要な水、今後、上水道事業推進及び地下水保全、市政2期目を目指される中、改めて所見をお伺いします。

以上、4項目について御答弁、よろしくお願いをします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま地域防災及び災害時影響するであろう今後の事業について、大きく4点の御質問をいただきました。

まず、1点目が、今後の災害に対する危機管理の実態・状況及び方針についての御質問ですが、うきは市の災害に対する基本的な考え方や方針は、平成26年5月に策定した、うきは市地域防災計画に示させていただいており、状況に応じて軽微な変更については年度ごとに修正を行っているところであります。

しかしながら、平成24年の九州北部豪雨の被害や過去の台風被害等のように気象情報等から被害予測とその対応がとれる場合と異なり、今回の熊本地震のように予測困難な災害に対しては、再度検証する必要があると考えております。今回の震災で課題となった救援物資の配送手段、テント宿泊、瓦れきを初めとする大量のごみなど、さらには、庁舎が被災した場合の復旧に対する指揮や情報伝達、そして、通常の行政事務の継続等について、しっかり検証を行い、うきは市が実際に災害に直面した場合の危機管理体制について、改めて検討する必要があると考えております。

2点目が、木造住宅耐震改修事業、木造住宅耐震診断の申請状況についての御質問であります。平成28年度におきましては、災害対策費予算として、御指摘のように木造住宅耐震改修事業費補助金として、1件当たり上限80万円の4件分として320万円、また、木造住宅耐震診断として、1件につき3,000円の10件分として3万円を計上しております。

4月14日、発生しました、平成28年熊本地震後のうきは市における木造住宅の耐震改修事業費並びに耐震診断費の申請状況につきましては、現在、7件の木造耐震診断申請があつておりますが、木造耐震改修事業の申請はあつておりません。

また、平成24年度より施行しております、うきは市木造住宅耐震診断補助金制度について、平成27年度までの間で耐震診断申請は45件の申請があつておりますが、診断結果に基づいた耐震改修事業については、これまで申請はあつていない状況であります。

次に、3点目で、空き家実態調査についての御質問であります。うきは市内の空き家については、総務省の住宅、土地統計調査によれば、平成25年度時点で約760戸となっておりますが、その後も増加してるものと予想されております。

本年度、実施予定の空き家実態調査につきましては、社会資本整備総合交付金の交付決定後に委託契約を予定しております。空き家実態調査を実施するに当たりましては、平成28年2月3日に第1回うきは市空家等対策協議会を開催し、空き家対策の課題等に対して御意見をいただいたところであります。今回、実施する空き家実態調査につきましては、これまで市に寄せられている空き家と思われる家屋等の情報をもとに現地踏査や聞き取り調査を実施し、空き家リストを作成する予定であります。また、調査結果をもとに、うきは市空家対策計画を策定し、利活用可能な空き家については、空き家バンクへの登録や空き家リフォーム事業助成制度の利用を勧め、有効な活用を図っていくこととなります。一方、危険な空き家につきましては、うきは市空家等対策協議会に諮り、空家等対策推進に関する特別措置法に定められている特定空家等の判断基準に照らして、特定空き家として分類していくこととしております。特定空き家につきましては、税務課資産税係との間で情報共有が可能となりますので、資産税係が持っている情報に基づき、所有者に対して修繕や取り壊し等の要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、4点目でございますが、今後の上水道及び地下水保全に対する所見についての御質問でございますが、1月の寒波の影響で、市内の個人住宅の給水管が破裂したり、簡易水道の一部世帯で断水が発生いたしました。また、4月に発生した平成28年熊本地震では、一部の専用水道施設、個人住宅の井戸水が濁るなどの報告がありました。地下水が豊富で、水の国と呼ばれている熊本県でも地震後、その地下水に異変が起き、水源が枯れたり、地下水に土が混じったりするなど、暮らしへの影響が懸念されてるところもあると、このように聞いております。5月に行いました一般家庭用井戸水の水質検査では、前年同期をはるかに上回る申し込みがあり、熊本地震後、井戸水への市民の関心が一層高くなっていることが伺えました。

うきは市では、地下水保全に対する取り組みを進める必要がありますが、これまで、うきは市の地下水に関する情報は少なく、的確な施策を進めることが難しい状況でありました。しかし、平成26年9月の議会で、全国に先駆けて、うきは市地下水の保全に関する条例が制定されたことを受けて、平成27年4月の機構改革により水資源対策室を立ち上げ、過去の家庭用井戸の水質検査結果について考察を行ってまいりました。また、うきは市内の地下水や湧水と日本名水百選との関連性を調べるなど、うきはならではの恵まれた水資源の解明にも当たりました。今年度は地下水の実態把握のため、市内の地下水の賦存量や流動状況について専門的な調査を行い、それらのデータ解説により地下水の適正な利用可能量を推しはかるなど、地下水の保全、活用に関する環境整備を進めていく所存であります。また、あわせて上水道に関するアンケート調査結果を踏まえた上で、上水道事業に対する市民の皆様様の理解を深め、第2次うきは市総合計画に基づき、事業の推進を図る必要があると考えております。

○議長（櫛川 正男君） 2番、鍮水議員。

○議員（2番 鍮水 英一君） 答弁をいただきました。

1点目についてですが、危機管理能力、防災、災害復旧、計画資料の抜粋として伺っております。私自身、多くの資料を理解、納得し、把握までは行ってない状況でございます。ただ、減災については、計画の進展を幅広く望むところです。市民一人一人が防災意識を高め、自助、共助、公助の連携が特に重要なことだとは真摯に感じるところです。災害は、いつどこで発生するかわからず、ふだんからの訓練と十分な備えが大切と、市長のコメントがありました。まさに理想ではなく、現実そのものです。

また、自治協議会が3年目に入り、地域計画策定の中、行政区、個々の自主防災の活動がなされつつあります。そこで、コミュニティーの形成を生かす協働のまちづくり推進指針が作成されており、その中に自助、互助、公助と協働の基本の考え方があります。自助は理解できます。ただ、互助は地域差があり、公助の支援がまだまだ必要不可欠だと思います。また、自主防災についても同様です。もし支援策の方法、あればお伺いします。簡単で結構です。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、市民の皆様の安全安心を守るという防災、減災の対応ってというのは、極めて我々行政運営の中でも重要視していかなくてはいけない課題だとこのように思っております。そして、災害の対応につきましては、今、議員御指摘のように、ふだんからの備えと、そして防災訓練等をやることに、この2つに尽きるのではないかとこのように思っております。

そういう中で、25年、策定しました、うきは市地域防災計画、これについては大きな冊子と同時に、ダイジェスト版でパンフレット等もつくらせていただいて市民の皆さんにも周知をさせていただいております。その中でも触れているんですが、やっぱり市民お一人お一人が防災意識を高め、自身の安全を守るという自助、地域社会で助け合う共助、行政機関による公助の連携によるバランスがとれてることが災害からの被害を最小限に抑える上で最も大切だと、こういうことで、私どももしっかり市民協働推進課が中心となって自治協議会の皆さんにこういう呼びかけをして、自主防災組織の結成等を含めて、いろいろなお願いを申し上げます。

こういう中で、確かに議員御指摘のように、自助、共助だけを求めるんじゃなくて、やっぱり公助というのも非常に重要だとこのように考えておまして、そういう面でいきますと、先月、実施しました防災総合訓練とか、ふだんの訓練というのをしっかり行政のほうが行っていきたいと思いますし、また、自治協議会にも呼びかけして、それぞれ地域地域の防災訓練についてもお呼びかけをしていきたいとこのように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 今、お伺いしました。各自治協議会では独自の防災計画や教育をされていると思います。ただ、国や多くの自治体が地域防災計画に盛り込んでいない要援護者の位置づけや車中泊など、市として各種計画の見直しなど、対策をとる必要があるのではないのでしょうか。

さらに、24年の豪雨、今年の台風、そして、今回の地震、市民の皆さんは、近年の災害に接して自主訓練、危険度の確認など、敏感に感じております。そこで、コミュニティ支援係の取り組みで協働のまちづくり手引、リーフレットがあります。地域のことは地域のみんが知っている、各コミュニティの防災マップを含む、変化に応じた情報を加え、わかりやすく、見やすく、要点を軸とし、市民への配布、このことが防災や災害に対する減災周知につながるとは思いますが、いかがですか、市長。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） おはようございます。市民協働推進課長の瀧内でございます。

ただいま御指摘の災害時等、さらには、日常における地域コミュニティー、さらには、自治協議会の中での対応ということでございますが、要支援・援護者の集計につきましては、ただいま集計中でありまして、そのデータにつきましては、消防団、それから区長さん等と関係者のほうには御提供をし、万が一の災害時には十分役立てられるように準備をしているところでございます。

それから、地域計画の中に、いわゆる災害等の対応についても自治協議会ごとこうなっているところがございますけれども、いろいろと各自治協議会の中での規模の大きさ、それから地域性、そういった部分で対応が異なっているかと思っておりますので、きめ細かい対応を、事務局としても自治協議会のほうを指導しながら行っていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） 予算にも関連しますが、過去の資料の更新時期も考えた上で御検討のほど、よろしく申し上げます。

議長、続けていいですか。

○議長（櫛川 正男君） はい、どうぞ。

○議員（2番 鎌水 英一君） 平成22年度から27年度までの耐震改修促進計画が作成されております。

そこで、本年3月までに耐震改修事業、完了されていると思いますが、いかがでしょうか。資料をお持ちですか。この資料なんですけど、これが27年度、ということは本年の3月までに耐震の改修は終わると書いておりましたが、その結果をお聞きしています。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 住環境建設課長の江島でございます。

先ほどの御質問でございますけれども、耐震化計画につきましては、平成22年度より公立学校の耐震化事業推進、改築事業に基づきまして、公共施設、学校等の耐震化の工事を行ってきたところでございます。平成22年度より平成27年度までで学校関係におきましては、耐震補強関係につきましては完了したところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） 再度、御確認をお願いいたします。

27年度の実績は未確認ですが、26年度の耐震改修事業費補助金、歳出はゼロでございます。1981年5月以前の旧耐震事業で建てられた住宅が対象の耐震診断費補助金、歳出1万5,000円、5件分の物件が遂行されています。住宅は1981年6月以降、新耐震基準、さらに、2000年には基準が厳格化され、耐震住宅と認められました。しかし、今回のような震度7の揺れが連続して発生する事態は想定外であります。現行基準を満たす住宅の倒壊も確認されています。

そこで、震災後でもあり、この制度、広報等により周知され、今後、耐震改修事業は1件80万上限ですか、耐震診断1件3,000円、これ申請の急増を見込んだ場合、新たな増額予算計上、また、災害対応の拠点となる庁舎、学校を含む避難所、さらに、街路樹など、改めて耐震診断、改ざんのない専門家による調査委託など、施策の考えはあるでしょうか。お伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、建築基準法に基づく現行の耐震基準は、昭和56年6月1日に導入されたものであります。その以降、特に、阪神・淡路大震災では、昭和56年以前に建築されたものに大きな被害が発生された。こういう現象を見て、国のほうが平成7年に建築物の耐震改修の促進に関する法律をつくって、今、耐震化率を高めております。全国に比較して、うきは市内の耐震化率は低い状況であります。

こういう中で、先ほど答弁させていただきましたように、耐震診断申請はあるものの、それを受けての耐震改修事業まではつながっていないところがあります。こういう現状、なぜそこまでつながらないかというのをまた詳細に我々も把握して、今回の熊本地震を受けての対応についてしっかり分析をして取り組みを進めたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） 今、現状の調査とか、学校、避難所の再審査、その施策があるかどうかを伺います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 実は、今度の熊本地震におきましては、私どものうきは市職員も、20名近い職員が人的支援に行っております。実は、今週10日には現地に行った職員と私とで意見交換をして、仮にこのうきはの地で、そういうことはあってはならないし、ないと思えますけれども、万が一、うきはの地で地震が起きたときにどう対応していったらいいのかっていうのをしっかり意見交換をする予定になっております。

とりわけ私が重要視してるのは、今、議員御指摘の、もしこの本庁舎が被災を受けたときの通常の行政運営をどこでどうやるか、これがいわゆる業務継続計画、BCPと言われるものであり



ます。アメリカは危機管理局、FEMAという組織がしっかりこのBCPの対応をしているわけでありすけれども、まだまだ日本においては、結構民間のほうではBCPの取り組みが進んでおりますが、行政においては、なかなかそこまでつながってない、そういう意味も含めて、しっかり今回、意見交換をしながら洗い出しをして、対応すべきことはしっかり対応する。こういう形で臨んでいきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 災害後では間に合いません。今後、国や県の方針にも進展があると思われま。早目の判断をお願いしておきます。

また、政府、国交省判断にもよりましようが、耐震基準、地震地域係数の見直し、市として、法的な拘束力はないものとしても条例等の考えはお持ちでしょうか。耐震基準と耐震地域係数の見直し。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 現在、そこまでの考えはないわけでした、実は、私の任期も7月14日ということでありますんで、次なる大きな施策、判断については、次期市長が判断すべきものと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 次期の市長ということございますけど、間違いないでしょうけど、国の執行により行ふ考えだということでもよろしいですか。現状の制定はないということでは、わかりました。

いずれにしても災害前の課題であり、今後、耐震診断補助金、耐震基準などの見直しは、個人的に楽観的に思っているところございます。

続いて、3点目の全国的に急増している空き家についてですが、執行部の方針、お伺いしました。所有者等正確な把握がなかなか難しいことだとは思います。建物はもちろん、周りの樹木など、防災、衛生、景観等、住民生活に悪影響を及ぼす空き家、努めて進捗をお願いしときます。

先ほど市長からもおっしゃられましたが、昨年5月、自治体による強制撤去を認める空き家対策措置法が施行されました。固定資産の課税など特定空き家に指定した場合の措置方法はどのようにお考えなのか、お伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいまの御質問ございます。

当うきは市におきましては、空き家特措法に基づきまして、本年度予算措置を講じております。

これは何かと申しますと、今、総務省のほうで、うきは市においては760戸余りの空き家があるということでございますが、実際、それ以降、当然空き家等ふえてきておる数字だと思えます。28年度に、まず空き家の実態数を調査をしようというところで本年度の予算措置を講じておるところでございます。この調査後、特措法に基づきます税制の情報共有というところで、まず、所有者の確定をいたしまして、ケア等につきましての所有者への通知を行う計画にしております。その後、総体的な計画等をつくるようになっていくと思えますけれども、まずは、この空き家の実態調査を実施するということを現在、考えておるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 調査後の判断だという御返答をいただきました。所有者の合意が原則の上、個人の資産でもあり、行政も負担の可能性が発生すると思えます。これもまた課題だと認識をするところです。後日、調査結果をお伺いしたいと思います。

議長、通告にはないのですが、関連でよろしいですか。

○議長（櫛川 正男君） どうぞ。

○議員（2番 鑑水 英一君） 先ほどの耐震改修促進計画にもうたっていますが、人命にもかかわるブロック塀の倒壊、建築基準法施行令に定められてるブロック塀の安全要請、今後、市として、空き家等を含む届け出の義務のないもののブロック塀の調査、耐震化の推進等、図っていく必要があるのではないのでしょうか。さらに、改めて健康被害が指摘されたアスベストの飛散防止計画、これはいいです。とりあえずブロック塀につき市長のお考えをお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員も御承知のとおり、国のほうの空家等対策推進に関する特別措置法の中に、第2条の2項に、特定空家等の要件がうたわれております。崩壊等著しく、保安上、危険となるおそれのある状態あるいは著しく衛生上、有害となるおそれの状態、こういうのも含まれておりますので、今、御指摘のブロック塀であったり、アスベストの問題等々については、この法律の中にもそういうことが求められてるものと承知しておりますので、しっかりそういうことも踏まえて調査をしていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） ブロック塀については、公共物に属する物件の調査、これは、今のところは行ってはいないということですか。（発言する者あり）了解しました。

死にも至る実情です。早急な調査、そして把握、正しい技術の周知、これが安全安心なまちづくりの一環として期待しております。

あと一つ、一言でいいですけど、空き家バンク、また、旅館業法制限とは別の空き家宿泊につ

いて、現状、簡単でいいので御説明をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） うきはブランド推進課長の田籠でございます。

空き家バンクの状況でございます。空き家バンク、平成25年度から開始をしております、昨年度につきましては15件の登録をいただいております。9件が成約となっております。今年度につきましては、まだ、始まったばかりで1件の状況でございます。現状でございますけど、今までの4年間で登録が全部で22件ございました。そのうちに成約が15件、取り下げが3件ございまして、現在4件のストックとなっております。4件につきましては、大体山間部以外の平地の部分が登録が行われているところでございます。

民間の宿泊ということで、そちらにつきましては、今、国のほうも規制緩和等でいろんな、そういう取り組みも行われてるところでございますけど、うきは市におきまして、今ところ特段の取り組みは行っておりません。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 鏈水議員。

○議員（2番 鏈水 英一君） 詳しいことは、また後でお伺いします。

最後に、4点目の項目についてです。

まず、上水道事業整備、平成32年度着工、2期目は間違いのない在職中の市長と思われませんが、再度、最終決定の時期をお伺いしたいと思います。32年、上水道の着工です。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先般、実施しましたアンケート調査で、市民の皆さんの上水道への加入の意向が非常に低かったということも受けて、今、再度、上水道の必要性等をしっかり整理して、市民の皆さんに説明すべく、今、体制をとってるところであります。したがって、今のところ具体的な上水道整備計画、具体の計画策定まで至っていないところであります。これにつきましても、新しい市長のもとで判断して対応されるものと、このように承知してるところであります。

○議長（櫛川 正男君） 鏈水議員。

○議員（2番 鏈水 英一君） 32年度にはまだわからないという御答弁でございました。市民の理解が重要であることは承知しています。広域化や新交付金の制度など試算の問題も大きい課題だと思います。上水道の水源は、平成31年度完成予定の小石原川ダム事業に参画、今後、整備や財政が破綻しないような経営の対応策など、行政の考え方が示されるようですが、ざっと

100億円を超える大事業の中、根本的に事業施工に対する強化策や災害に遭遇した場合の解決策、もちろんこれは復旧予算が必要になります。想像を絶する事態に対応する万全の心構えにつき施策がお持ちですか。ここで即答はできないでしょうが、考えがあればお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 今、議員の御質問の趣旨は、今回の熊本地震を（「そうです」と呼ぶ者あり）受けて上水道事業、あるいは一方、今、現状は地下水対応でやっております。そういうことで、広角的な判断が必要ではないかという御指摘ではないかと、こう思います。

私どもも、いずれも一長一短あると思います。一例を挙げますと、上水道は途中の配水管が破損すると広範囲で断水が起きる可能性があります。浄水施設に大きな被害が発生しない限り、一定の期間で全世帯の全面復旧を行うことが可能であります。一方、地下水は、給水設備の破損は免れても、水源自体が枯渇したり水質が変化したりするおそれがあります。そうすれば二度と使えない可能性もあります。また、水源に問題がなくても、停電が発生した際は水をくみ上げることができなくなるおそれがあります。

生活水の確保は市民生活の根幹にかかわる問題であり、水源を個人の井戸のみに依存し続けることは望ましくないと、このように考えております。将来においては、安全で安心な水道水の安定供給により生活水の確保を図ることが必要であると、このように考えておりますが、しかし、先ほどから答弁させていただいてますように、御指摘のように100億円を超える大事業であります。市民の皆さんの御理解と参画というか、水道事業への加入が不可欠でございますので、そこらのところをどのように御理解をいただいでいくか、これが大きな課題だと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 法に基づく詳しい内容はお聞きしました。その上で、まずは、土壌、地質の調査、これは地下水保全を含み、地盤の強弱など行政が把握し、住民に伝える努力を望みます。

議長、続けていいですか。

○議長（櫛川 正男君） どうぞ。

○議員（2番 鑑水 英一君） 平成27年1月、重要な資源である公共水として認識が高まる地下水の保全の関する条例が制定され、3年をめどに検討を加えるとなりました。1年を経過してありますが、特定採取者届け出の実績は現状いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 水資源対策室長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（高木新一郎君） 水資源対策室の高木でございます。

27年の1月より、地下水保全の条例が施行をされまして、いろいろな開発が行われておりまして、それに伴いまして私どもに届け出が参っております。5件ほどの届け出がございますが、やはりその中には結構、広報をしておりますので、1日10トン以上というのが届け出の数でございますが、中には10トン未満、いろんなこともございまして、今のところは特にたくさんの水量を必要とするような届け出はあっておりません。最大でも、もう1日50と60とか、そのような数でございます。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 5件ほどあったということですけど、まだまだ、これからふえていくと思います。

そこで、10年間の基本構想の中で、安全で良質な水の安定供給を通して、安全で安心なまち、そのための上水道計画、また、良質な水の確保、地下水保全活動の継続と、5年間の基本計画、基本目標にうたっていますが、水質検査は理解しています。そのほか、この2つの事業の計画、今まで以上の新たな推進があるのか。大事な水の問題です。改めてお伺いします。要点のみで結構です。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁をさせていただきましたように、今年度は当初予算におきまして、地下水の実態把握のための市内の地下水の賦存量や流用状況について専門的な調査を行い、それぞれのデータ解説により地下水の適正な利用可能量を推しはかるなど、地下水の保全活用に係る環境整備を進めていく所存であります。議員御指摘のように、我が国でもめずらしい条例を制定していただきましたので、しっかりこの条例に恥じないように、うきはの大きな地域資源の一つでありますこの水、地下水についての保全についてももしっかり取り組みを図っていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 新たな推進の計画があるということでございます。期待しておきます。

先ほども言いましたが、土壌、地質の調査、これは重大なことではないかと思えます。詳しくは、後日、水資源対策室でお伺いします。

熊本県によりますと、地下水は水循環の一部であり、地下を流動している限りある貴重な資源であり、生活と経済活動を支える共通基盤となっているとの条例の必要性をうたっています。我がうきは市も全く同様だと思います。ルネッサンス戦略、第2次総合計画、全てに関し、生活を初めとし、何事にも水の重要性は決して忘れてはなりません。今後、水の問題については、幅広

く展開して推進のほうをよろしく願いしておきます。

最後になります、このたびの大分・熊本地震でお亡くなりになられた方、また、被災された皆様へ心より御冥福、お見舞いを申し上げます。余震や、梅雨にも入り土砂崩れの心配など、マスコミの報道や友人、知人の報告でしか知り得ない情報ですが、大変な御苦労に耐えられている状況でございます。早期の復旧、復興を心より願って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、2番、鍮水英一議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） 次に、9番、諫山茂樹議員の発言を許します。9番、諫山茂樹議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 9番、諫山茂樹でございます。議長から質問の許可を得ましたので、3つの件名につきまして、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まずは、さきの熊本を中心とする大震災で犠牲となられました方々に心より御冥福をお祈りするとともに、被災された方々にはお見舞いを申し上げ、一日も早い復興、復旧を祈念いたします。

それでは、一つの件名、P D C A管理と工程管理に万全を期するという関連で質問をいたします。

私は、機会あるごとにN P M、ニューパブリックマネジメント、つまり民間企業で活用されている経営の考えや管理手法を行政に導入し、効率化、活性化させ、そして、管理手法を導入の必要性を訴え続け、幸いにして市長の認識が一致して着実に進展していると評価し、喜びを感じている次第であります。高度成長期やバブルのころのように、普通にやっていたらある程度の成果が得られる環境ではありません。しっかりした計画を策定し、基本的な業務のルールや管理手法を活用して目標達成に万全を期する必要があります。しかし、過去の補正予算の金額や全員協議会での計画未達成報告などの内容を鑑みると、さらなる管理の強化が必要と考えます。その中でも工程管理手法とP D C Aサイクルを、管理を万全にして効果的に回しながら業務を推進し、管理する手法の徹底は、業務成果の達成には不可欠につき、政策実行とルネッサンス戦略それから、市総合計画の実践控えた現在、急務の課題と考えまして質問いたします。

まず、1つ目、国が示す、まち・ひと・しごと創生総合戦略の一環として、うきは市では、平成27年度から31年度までの5年間の、うきは市ルネッサンス戦略——地方版総合戦略であります。を策定し、この戦略に盛り込まれた施策事業を実践することにより地域の活性化や環境整備を進め、住みよいふるさとうきは市を形成し、さらには、人口の維持を図ることを目的に、いよいよ28年度より本格的に事業が展開されます。加えて、10年間の第2次うきは市総合計画も策定され、本年度より実行段階に移ります。計画は、実行に伴い成果が達成できなければ、絵に描いた餅になり、自治体の力量が問われることになるわけであり、うきは市ルネッサン

ス戦略の客観的な数値目標である重要業績評価指標、K P Iを設定し、その必達が求められています。その成果を達成するためには、P D C Aサイクルを回す管理手法を着実に活用することが極めて有効と考えるのでありまして、見解を伺いたい。

2つ目、期間が定められた目標達成型の活動で、プロジェクトのように、複雑な業務が錯綜した困難で重要な業務、目標とする工期に着実に達成させるためには、しっかりした工程計画をつくり、工程管理手法を活用するマネジメントの実践が必要不可欠と考えるので答弁を求めます。

以上、1回目の質問を終わりますが、再質問をいっぱい控えておりますので、簡潔な答弁を求めます。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま総合戦略等のP D C A管理と工程管理について、2つの御質問をいただきました。

1点目が、うきは市ルネッサンス戦略及び第2次うきは市総合計画のP D C A管理についての御質問であります。御指摘のように、近年、自治体が執行する各種の計画においては、目標達成に向けた管理手法としてP D C A、つまり計画、実行、評価、改善による工程管理が求められているところであります。本市のうきは市ルネッサンス戦略におきましても、国からのK P I、重要業績評価指標の設定とP D C Aサイクルによる工程管理が要件として示されているところでございます。そして、これに対応するためにうきは市ルネッサンス戦略におきましては、そのチェック機関として、うきは市ルネッサンス戦略推進協議会を設置しております。また、第2次うきは市総合計画におきましても、毎年、実施計画を作成することにより目標達成状況を把握し、次年度以降の計画に対して、必要に応じて修正、変更をしていくこととしております。また、うきは市ルネッサンス戦略事業や第2次うきは市総合計画にかかわる事業を含む全事業について、担当部署において工程管理計画を作成するとともに、その進捗状況を把握するため、毎年度、中間期である9月に市長による事業進捗状況にかかわるヒアリングを実施し、各課の事業の達成状況について聞き取り調査を実施しているところでございます。

2つ目が、工程管理手法の活用に関する御質問であります。御指摘のことについて、私も同感するところでございます。特に、期間が定められた事業については、しっかりとした工程管理計画を作成し、各分野の担当者が共有できる実施体制をつくっていくことが必要不可欠でございます。市では、これまでも大規模なハード事業を行う場合等には、工程会議を週1回のペースで開催し、担当者の情報の共有と工期内完成を目指して事業を進めてきたところでございます。また、これ以外の事業につきましても、前問でお答えしましたように、各課の所管する事業につきましても、担当者による工程管理計画を作成し、課長及び係長による事業に対する円滑なマネジメントを行うことができるよう進めているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 関連質問に入りたいと思います。

冒頭に、P D C Aの管理手法をどのように認識されているか、改めて伺いしたい。この手法そのものに対するお考えをちょっとお聞きしたい。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） このことにつきましては、議員からたびたび御指摘をいただいております。そのたびに私はニューパブリックマネジメントのお話をさせていただいて、議員と思いは一緒だと、このように認識しております。このニューパブリックマネジメント、新しい公共経営の手法でございますが、大きな要点は、ミッション重視というか、しっかりした使命と目標を持って仕事に当たること、そして、顧客主義、まさに、市民の皆様が顧客であるということ由市職員全員が共有すること、そして、現場の創意工夫ということで、しっかり現場にいる職員がやる気を持ってやること、このことを非常に重要だと認識しております。実は、毎年、月の初めに全職員向けに市長からのメッセージというのをメールで送信してるんですが、その都度、このニューパブリックマネジメントについては明記して職員に喚起を促しているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） このP D C A管理というのは、当初は製造部門で、過程においての品質管理、クオリティーコントロール——Q Cから始まりまして、現在は、経営、営業、サービスなどのソフト部門にも適用する総合的な品質管理T Q Cに発展してます。今や行政業務も含めて幅広い部門の管理業務を効率的、円滑に進める手法に発展しているところでございます。この管理手法は、第2次大戦後、レミングさんらが中心になってこれをつくったそうでありますが、戦後に導入されて我が国の高度成長発展に大きく寄与したということでございます。ほかにも労働安全衛生マネジメントとか、I S Oとか、日本標準規格とか、そういうものにもこのP D C Aサイクル、使ってる。それから、関連があるんですけれども、地方公共団体のガバナンス、つまり内部統制、これにもP D C Aを使うようにというようなことが言われているようでございます。それから、学校改革にもP D C Aを使っていきたいということでございます。答弁は結構でございます。

それでは次に、品質管理とか生産管理、在庫管理とか人事管理と、一般企業においてはよく使われますけれども、耳にしてると思いますけれども、この管理というのは、ある目標を達成するために5 W 1 H、誰が、どのようにして、いつ、どこで、なにを、なぜ、そのような計画を立て、そして、実行し、計画と実施計画の差異を是正してアクションを起こす、これはもう随分わかってるようでございますので、この4つのステップを繰り返すやり方でございます。しかし、言葉だけ知っている人は多いと思いますけれども、知ってるだけではいけないと。



ここにおられる管理職の方々に聞きたいと思うんですが、要は、何の抵抗もなく実行できるよう自分のものにできているかどうか。とにかく行政職員の新人から管理者まで、この管理手法を熟知して身近な道具、ツールとして自由に使いこなせることが求められているわけでございます。本市の職員の方、それから管理職の方、どの程度のレベルで職員は理解し、使われているだろうかということをつかんでれば、市長のお考えをお聞きしたいと。もう立派にできて申し分ございませんか、それとも、今からですか、そこら辺をお聞きしたいと。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 実は、この4月から職員に人事評価制度、これ導入しまして、いろいろ今、人事評価、行っているところであります。この人事評価は2つ大きな要点があって、業績評価と能力評価に分かれております。特に、業績評価については、しっかりとした年度年度、あるいは内容によっては上半期、下半期と、しっかりした目標を設定して、それがどのように達成されたか。これが人事評価の要諦であります。そういう取り組みをしておりますので、全職員、目標管理の重要性っていうのは十二分に理解をしてるのではないかと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 目標管理はわかりました。PDCAのサイクルを回す。これは十分に生かされているだろうかというのを、ちょっと一言、一言で結構です。まだまだなのか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） この4月に人事評価、スタートしたばかりで、半年単位にまた上司が評価するというサイクルになりますが、このサイクルの中で、PDCAの話については、また指導をしなくてはいけない職員もいるかとは思いますが、しかし、これまでに来る間に、昨年度、試行期間ということで何回も何回も人事評価制度、つまり目標管理の重要性について、あるいはPDCAの重要性については、しっかり職員に試行の形で進めてまいりましたので、かなり皆さん、しっかり熟知しているのではないかと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 私は、少しまだ甘いんじゃないかと、見方が。過日の国会答弁で石破大臣が言われておりましたけれども、まだまだ、自治体間でも差があると、それから、職員間、管理職間でも大きく差があると。私もそう思ってます。まだまだ今からだというふうに思います。もっと、自信過剰な考えは捨てて、謙虚な気持ちで、他人の耳、傾けて反省し、反省から学ぶという姿勢を貫いていただきたいと思うんです。日本のラグビー界のエースであります五郎丸選手、御存じだと思いますが、を生んだエリート集団の早稲田大学ラグビー部のモットーは——私もこれをモットーとしてるんですが、謙虚と感謝ということだそうです。こういう気持ち

ちで、スポーツの世界でも謙虚さがなくちゃいかん、反省しなきゃいけないということでございます。ならば、2つの事例を申し上げます。まだまだ頑張らなきゃいけないことを申し上げます。

1つは、毎年、年度末に、理由はあれども、多額の補正による残額返金や繰り越しが発生してきます。これは、ほかの議員からもたびたび指摘されております。これは、もっと管理監督者や担当者が早い時期に管理サイクルを回してチェックし、アクションを起こせば、これはかなり改善されると信じているわけです。

もう一つの具体例、地方創生先行型事業を財源としたふれあい入浴補助事業がありましたけれども、始められて約7カ月も経過した時期であったにもかかわらず、わずか12%しか消化されてなかった。慌てていたと。しかも、3月末で打ち切られる事業であったということでもあります。このことにつきまして、プランの段階での検討が不十分であったんじゃないだろうか、それから、成果計画の数値目標が不十分ではなかっただろうか、チェック、アクション、PDCAサイクルがうまく回っていなかったんじゃないだろうかというふうに考えるのであります。副市長クラスが中心となって組織的に、謙虚な気持ちで、基本的な教育を繰り返し、マネジメントなどの自己啓発、献策の奨励を希望するが、いかがでございましょう、教育の徹底。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほど石破大臣のお話がありましたが、今回の地方創生は、KPIとPDCAサイクルが必須要件というか、工程管理が必須要件となっておりますので、議員御指摘のように、我々も普段から謙虚な気持ちで、しっかり原点に戻ってやらせていただいているわけですが、そういうものについては人事評価もスタートしましたんで、そういう視点からでもしっかりした職員の人材育成を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） この管理手法をうまく使いこなすためには、報連相というような報告、連絡、その程度の自己管理に任せとったらうまくいきません。しっかりした管理体制の仕組みを構築する、そして、副市長、室長、市長、そこらが中心になって、絶えずチェックし、アクションを起こしていくと、これが大事だというふうに思うわけでございます。そして、検証の場には、ものによっては部外者の評価委員も中にいれたらどうだろうかというふうに考えております。重要なものについては、市長はもちろん入るでしょうけれども、部外者からの評価委員もどうだろうかということでございます。とにかく仕事をする職場の管理者、マネジメントする方は、もちろん頭の中でこれを回転させながら仕事はしていかなきゃいけません、いっぱいある仕事の中からやっぱり重要なものをリストアップして、そして、重点的に重要なものを抜き出して、そして、PDCAサイクルのあの型式に入れて、計画的な業務をやっていくと。何もかも評価委員会の会議をやったり、そういうのでは間に合いませんので、そういう重点的なこともリス

トアップした取り組みも重要だというふうに思いますので、これはお願いでございます。ぜひともよろしく願いしときます。

それから、近年の管理職が5人新しくなりましたよね。係長時代は、自分の成果は上げれば評価が得られたと、今、人事評価であります。今度は課長ですから、管理職の立場で成果を上げねば評価されない立場になったわけでございます。つまりチームとしての成果が求められるということでありまして、チームとしての成果を出すためには、必要なスキルはマネジメントスキル、これを持たなきゃいけないと。今までの係長スキルではいけないということを申し上げたいのであります。そのマネジメントに有効な手法の一つがP D C Aサイクルであります。そういうことで、教育はどれだけあってもこれでいいということにはございませんので、これをうまく使いこなせるリーダー、管理職を養成するための新人課長に対する学習の場を設けるなど、自己研さん、これを強く求めますので、再度市長の所見をお伺いしたい、教育を徹底してということで、ぜひ。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、やはり我々に課せられた行政運営を的確に、効率的にやっていくためには、やはり全ての職員の資質の向上っていうのが大きな課題であります。これからも人材育成にはしっかり取り組んでいきたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 次に入ります。関連質問です。

民間企業では、納期、工期を非常に重要視します。なぜなら、新商品開発とか業務のノウハウなどがライバル企業に追い抜かれたら、それこそ死活問題になるということになりますので。しかし、行政も、時は金なりと申しますけれども、そういうのを念頭に置いて、スピード感を持った工期達成が求められているところでございます。期限のない業務は仕事じゃないと、ことまで民間では言われます。戦後、アメリカから品質管理とかシステムが導入されましたけれども、工程管理もこれは導入されまして、この工程管理は品質管理と同じで、最初はものをつくるための、いかに安く、いかに高機能につくり上げるかというのでございましたけれども、最近では、行政のようなサービス業とか、ソフト業務でもシステムや現状から到達したい、姿に変化させるための仕事を工程と捉えて、その仕事がいつまで、どのようにでき上がったかというのをチェックしながら仕事を進めるのが新しい工程管理でございますので、そういうことを新工程管理と注目されておるわけでございます。現在では、行政業務もスピード感を持った対応で計画して、工程を守って、工期短縮や工期を達成すること並びに仕事の質を高めることが求められておりますので、こういうこと、この工程管理もしっかりやりたいという答弁をいただきましたので、もう、再度、僕は意気込みを聞いたかったんですが、聞かないことにします。遠慮します。いいですか。もう一回、改めて意気込みを聞かせて、工程管理に関して。前のやつはいいですから。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、この工程管理については民間、特に製造業であったり建設業、いわゆる生産性を向上するためのかなめとしてしっかり取り組まれてることは承知しております。やはり工程管理というのは、着手から完成までの工程系列の単なる時間的管理だけではなくて、むしろ業務活動をあらゆる角度から組織横断的に横軸を入れて、そして、評価検討し、品質精度、労働力・資材などを最も効果的に活用する方法と、このように承知しております。

先ほどから答弁させていただいてますように、今回のルネッサンス戦略等につきましても、工程管理がしっかり国から求められてるんですが、そのチェック機関として、うきは市ルネッサンス戦略推進協議会を設置しておりますので、ここには民間の皆さんも入られております。しっかり指摘をいただきながら、しっかりした取り組みをしていきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 市長、読みながらお答えいただけたけれども、しっかり頭に入ってることだというふうにお察しいたします。

それで、念を押しておきますが、工程管理の仕事は工程計画を立案すると。工程を分解して、誰が、どんな作業で、どのような展開し、そして、目で見える管理、目で見やすいような管理手法を使うということが大事でございます。その中にはクリティカルパス、一番難しい工程があります。そして、工期も長い。それを重点的に認めなきゃいけないと。それを、何もかも見とったら見えませんので大事なことだけを、しかし、このクリティカルパスができなければ、ほかのやつができ上がっても効果が得られないというようなことでございますので、そういうものの検討を十分にやっていただきたい。そして、計画ができたなら工程進捗会議を、今、言った会議を開いて、定期的に進捗管理をしていただきたい。それから、この工程進捗会議、進捗管理表を使って目で見える管理をしていただく。そして、工程進捗会議は月に1回なり、2カ月に1回なり、普通の業務だったらやっぱり1カ月1回ぐらいは個人的にはPDCAをチェックしながら、大丈夫だろうか、今の計画で、もうちょっと軌道修正したほうがいいんじゃないだろうかというようなPDCA管理手法を使っていただきたいというふう思うわけでございます。

一つだけ、ちょっと関連でお聞きします。知ってなかったら結構です。GAP、ギャップというの御存じでしょう、ギャップ、よく使われてるんです、最近。知らなかったらいいです。これ関連で聞いてるだけですから、申しわけございません。結構です。

実は、農業新聞なんかを見られてる方は御存じだと思うんですが、農林水産省が、これ、グッド・アグリカルチャル・プラクティス、農業生産工程管理だそうです。農業生産にも工程管理を使おうという盛り上がりが出てます。農業生産活動を行う上で必要な関係法令の内容に則して定

められた点検項目に沿って、農業生産の工程を着実に実行しながら効率化していこうということでございます。農水省まで経営改善の効率化に工程管理を使ってるということだけをお伝えしたかったことでございます。

では、最後になりますけれども、一般的にP D C A管理がうまく実践されてない企業とか自治体は、つまり計画と実行、PとDしか行われてないと、ほとんどが。チェックし、アクションがないと、多いということでございます。それから、計画をつくるタイミングとか計画の内容、計画を承認する組織に問題があるというようなことも言われております。計画で90%までは決まると、成果が上がるか上がらないか。だから、計画の段階でしっかりした計画を立てていただきたいということはコンサルタントの方が申しておりますが、このような本もいっぱい出ておりますので、よろしくお願ひしたいと。今後とも、P D C A管理手法を大いに勉強されて、しっかりと身につけられて業務改善の質の向上、工期短縮、業務の効率化に挑戦されますことを祈念しまして、この件を終わりたいと思います。

議長、続けていいですか。

○議長（櫛川 正男君） どうぞ。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 2つ目の質問でございます。ふるさと納税活性化をしていただきたいという内容でございます。

ふるさと納税は、地方の活性化を促進する狙いで、ふるさとや応援したい地域に貢献できるよう、2008年に新設されたわけであります。負担額2,000円を除き、翌年の住民税や所得税が控除されると。地方からは返礼品が送られ、納税者、自治体のどちらにもメリットがあると、大変魅力ある制度でございます。また、多くの自治体は寄附する側が用途を選択できるという制度もあるようでございます。

そこで、質問いたします。

1つ目、総務省の調査によりますと、2008年には5万4,000件であったが、2012年には2.3倍の12万1,858件に増加したと。うきは市の納税件数並びに金額の推移を伺いたい。

2つ目、ふるさと納税額は、恐らく増加の傾向にあると思うので、増加の要因と、今後の見込み並びに納税者から希望された人気商品を上から10品ほど上げていただきたい。これは金額ベースと件数ベースがあると思いますので、両方つかんでればお願ひしたい、この中から。

それから、3つ目でありますが、現在の取り組み状況と、数年間取り組んできた課題とか改善したいことがあればお尋ねしたい。

4つ目、寄附金の使い道、明細を尋ねたい。納税者からの指定があればどういう指定をされるか、その4項目について1回目の質問、いたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまふるさと納税について4点の御質問をいただきました。

1点目が、うきは市への納税件数と金額の推移についての御質問であります。当市のふるさと納税は、平成20年4月20日に施行された地方税法等の一部を改正する法律に基づき、平成20年度から開始した取り組みであります。

初年度は、年間12件、38万1,000円でありましたが、制度の見直し等を行った結果、平成26年度は、2,002件、4,881万3,000円に増加し、そして、昨年度、平成27年度は、1万693件、2億4,191万1,000円となっております。

2点目が、納税額増加の要因と返礼品の人気商品でございますが、平成25年度までは、九州北部豪雨災害への寄附やふるさと納税自体の認知度アップ等により徐々に納税額はふえておりましたが、それでも100万円前後の寄附額でありました。大きく飛躍した要因は、平成26年11月から、ふるさと納税の返礼品の充実とポイント制度導入を行ったこと、平成27年度から、ふるさと納税返礼品情報に係るポータルサイトであるふるさとチョイスから寄附の申し込みが可能になったこと、昨年12月から、クレジット決済による寄附が可能になったことであると分析をしております。

返礼品の中で人気の高いものでございますが、件数的には、圧倒的にブドウ、柿、梨等のフルーツになります。続いて、加工食品、野菜、馬刺し、米、麺となっております。

一方、金額の面では肉、先ほど馬刺しの話をしたのですが、馬刺し、肉関係あるいは筑水キャニオンの商品等々が上位にランクをされているところであります。

3点目が、これまでの取り組み、課題や今後の改善についての御質問であります。先ほど申しましたとおり、返礼品の充実や寄附者の手続等に対する利便性を高めるため、ふるさと納税返礼品の情報に係るポータルサイトの活用、クレジット決済の導入、情報発信等、ふるさと納税の推進に向けた取り組みを行ってきたところであります。

今後の改善であります。フルーツ等の農産品が不足している状況にあることから、生産者等に対して商品提供の協力をこれまで以上に働きかけていきたいと考えております。また、商品カタログのレベルアップ、情報発信内容の充実、さらに、平成27年度におきましては寄附者数が年間1万人を超えたことから、事務効率の向上を図るために、今年度、ふるさと納税管理システムの導入等を行う予定であります。

最後の4点目、寄附者の用途明細と納税者からの指定があった内容についての御質問であります。納税者からの指定についてですが、件数の上位で見ますと、子どもこれから寄附が3,626件で、全体の34%、森と水をまもろう寄附が3,316件、31%、高齢者いきいき

寄附が913件、8.5%となっております。また、ふるさと大好きこだわり寄附が490件、4.6%となっております。この中には、農業や教育、子供、出産、育児など明記した寄附も含まれております。

寄附金の使途につきましては、納税者からの御指定のあった事業に充当させていただいているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 今、お答えいただきましたように、2015年度の納税額約2億5,000万ですか、大変な伸びでございます。担当各位の献身的な御尽力を高く評価したいというふうに思います。

さて、総務省では、自治体間で高額なお礼の商品を送ったり、サービスを提供する謝礼競争が過熱しているということに対し、本来の趣旨にのっとり、過剰な謝礼を自粛するよう自治体に通知したとのことでございます。

本市は、良識ある節度を守って取り組んでいると信じておりますけれども、実情はいかかなものかお聞きしたいと。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、近年、返礼品が高額であったり、あるいは多額な割合でなされてる等々が課題になっております。国、総務省のほうからも、とにかく金銭類似性の高いもの、そして、2つ目が資産性の高いもの、あるいは、高額または寄附額に対して返礼割合の高い返礼品、この3点については、くれぐれも趣旨を逸脱しないようにしっかりやってほしいという指摘を受けております。

私どもうきは市におきましては、そういうものに直接該当するものなく、しっかり常識の範囲内で取り組みをさせていただいているものと承知をしてるところであります。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） とはいうものの、私は、良識を持って地域の特産品を積極的に全国にPRする、アピールすることは、自治体としての当然の持つべき動機というふうに考えております。このことは政府内でも意見が分かれています。もうそれはいいだろうと、そうだろうと言う方もおられるそうでございます。

本市には有能な職員も担当者もおられますので、ひるむことなく、うきは市を応援したくなるような斬新な、魅力あるメッセージを発信し続け、さらなる納税者増に努力され、うきは市活性化に寄与するよう激励し、希望するということでもあります。そのことについて一言でも結構ですので、もう大いに頑張ってくださいたいと、どんどんやっていただきたいと。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） ふるさと納税でございますけど、各自治体、非常に記念品とかで頑張っております、なかなか競争も厳しくなってる状況でございます。

うきは市におきましては、やはりうきはの特産品をPRしていくということで一番力を入れてるところでございます。それで、いろんな取り組みもやっておりますけど、特に最近では、いろんな企画物としまして、母の日に特別の品物とか、あとバレンタインデーの取り組みとか、そういうものを多分全国に先駆けてやってるのではなかろうかというふうに感じております。そういうような取り組みもあわせて、今後、積極的に地域のものを、うきはのものを発信していきたいというふうに考えておりますので、担当のほうと一緒に頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 近くの大木町では、寄附した人のお礼に、残した実家とか空き家になったところの草取りとか清掃でお返しするというようなこともやっておられる。それから、福岡県も、つい最近であります、親孝行代行サービスと銘打って清掃とか、実家に残したおじいちゃん、おばあちゃんの話し相手になってもらうとか、シルバー人材を使ってそういうのをお願いしてる、そういうサービスのこともやっているというようなことも、新しい取り組みはいかなものだろうかというふうに思っております。

それと、このふるさと納税制度、これは、いつまで続くかわからない、決められてないと思うんであります、予想もついてない。今後の計画も、ぱったりとまったら大変、2億数千万が入ってこないわけですから支障を来しますので、地方自治体にとっても非常に大事なことであります。でありますので、市長会とか何とかで、やっぱり長期継続の要望を出すなど、そういう行動を起こしていただきたいなというふうに思うんですが、その2つについて市長の見解を伺いたい。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の福岡県あるいは大木町がユニークな取り組みをしていることにつきましては、新聞情報等で大きく報道されておりました十二分に承知をしているところであります。先ほど課長が答弁しましたように、しっかりうきはを売るという視点で対応していきたいと思っております。

また、これのふるさと納税制度についてなんですけど、まだ、いついつまでというような話は全然お聞きしておりませんので、もし万が一そういう話が出てくれば、しっかり広域で対応していきたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。



○議員（9番 諫山 茂樹君） わかりました。よろしく願いしときます。

それから、質問はもう1件ぐらいですけれども、本市の制度では、うきは市にうきは市民からの納税寄附行為は認めておりません。しかし、認めてるところはあります、近隣地区では。これを認めるよう変更されたらいかがなものでしょうかと。久留米市とか、あちこちやってるところがございます。返礼の品物の魅力に欠ける人もいるかと思えます、うきは市の人であれば。かと思うが、生まれ育ったうきは市に納税、寄附することにやぶさかではないという人も多分おられるんじゃないだろうかとということで、検討に値するんじゃないだろうかとというふうに思います。提案したい。

それから、千葉県の野田市では、市内在住納税制度を始めまして、学校施設整備に、例えば、クーラーの取り付けとか、そういう整備に活用しているという情報も入っております。そういうことで、うきは市内の人からの納税制度、これも考えていただいたらどうだろうかという思いでございますが、いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 市内の住民の方にふるさと納税をうきは市にしてもらったらということでございますけど、もし、そうなった場合がうきは市の税が減ってしまうという、結果的になっております。市のほうも、市内の方にもふるさと納税をやっていただくこと自体については認めておりますけど、ただ、記念品のほうはお渡しはできないということでちょっと決まりを決めておまして、してもらうこと自体は全然構わないんですけど、記念品がちょっともらえないというような今の現状でございます。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 一応、近隣のやってるところ、それから、野田市あたりがどうやら、やっぱり納税が減った分、それよりも効果があったというようなことがあるんじゃないかと思えますんで検討していただきたいというふうに思います。

それから、これ余談でありますけど、吉井出身のタレントで若手のタレントが今、おられますが、名前は伏せますけれども、その方がちょっとうきは市のことを話されただけで三、四件のふるさと納税があったということをお聞きしております。ありがたいことでありますので、ぜひそういう有名人にお願いをするということも一つの手じゃないかと。このお父さん、私、長いつき合いですので丁重にお礼をしておきたいというふうに思っております。

最後になりますが、この制度は地方の活性化を促進する狙いの取り組みでありますので、担当者の努力に感謝するとともに、趣旨を認識し、返礼品が当たり前の意識が定着しないように、ふ

るさを応援したいというボランティアの寄附行為をしっかりと根づかせていただくよう、さらなるメッセージの発信に期待いたしまして、このことの質問を終わりたいと思います。

続けていいですか。職員のストレス対策で健康にというような関連で質問いたします。

官民を問わず、あらゆる組織において労働者のメンタルヘルス対策の促進が求められております。改正労働安全衛生法で2015年12月1日から、ストレスチェック制度が50人以上の事業場で義務化され、健康管理に生かす必要が出てきました。当然自治体も対象になります。制度の概要や背景を認識し、着実に推進し、万全を期する必要があると考え、質問いたします。

1つ目、改正労働安全衛生法で2015年12月1日から、50人以上の事業場で義務化されたストレスチェックに対し、どのように理解し、認識されているか伺います。加えて、ストレスチェックが義務化された背景はどのように理解しているかお尋ねしたい。

2つ目、ストレスチェックが義務化されたことに伴い、2015年12月1日から2016年11月までの間に1回目のチェックを実施することになるわけですが、今後の工程計画をつくって、しっかり進める必要があるけれども、今後の計画を伺いたい。

3つ目、ストレスチェックは、このデータを生かして総合的なメンタルヘルス対策につなげることが究極的な目的と考えておりますので、いつごろまでにメンタルヘルスケアにまで取り組む考えがあるかお聞きしたい。

4つ目、学校現場においても長時間労働、教育課題の多様化や保護者対応などの困難なメンタルヘルスに及ぶ課題が生じておりますので、本市の長期病休者の状況と課題並びに教育現場の特性を考慮したストレスチェック制度への取り組み計画について教育長にお伺いしたいと。

この4つでございます。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま職員のストレス対策について大きく4点の御質問をいただきました。

1点目がストレスチェックに対しての認識についての御質問であります。近年、仕事や職業生活による強いストレスが原因で精神障害を発症し、労災認定される労働者が増加傾向にあり、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することが課題となっております。こうした背景を踏まえ、平成26年6月25日に公布された改正労働安全衛生法により、ストレスチェックと面接指導の実施を事業者へ義務づける制度が創設されたところであります。

ストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して、みずからのストレスの状況について認知を促し、個人のメンタルヘルス不調に対するリスクを低減させるもの、そして、検査結果を集団ごとに集計、分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につないでいくことでストレスの要因そのものを低減させ

る。そして、メンタルヘルス不調に対するリスクの高い職員を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止するなど、メンタルヘルス不調に陥らないようにするための一次予防を主な目的としたものであると、このように認識をしております。

2点目が、ことし11月までの工程計画についての御質問であります。この制度は平成27年12月に施行され、議員御指摘のとおり、平成28年11月末までにストレスチェックを実施する必要があります。

当市としましても、平成27年度のうきは市衛生委員会におきまして、ストレスチェックに対する基本方針を確認し、職員への周知とあわせて毎年実施しております健康診断の際にストレスチェックも実施する方向で協議を行ってきております。

なお、今月下旬にも平成28年度の衛生委員会を開催し、その委員会の中で、今年度のストレスチェック導入のスケジュール等について詳細な協議を行う予定としております。

また、ストレスチェックの検査結果は、直接職員に通知するとともに、面接指導の申し出の勧奨を行い、その後、産業医による面接指導の実施、必要に応じて相談機関、専門医への紹介を行うとともに、担当業務の軽減等の就業上の措置につきましても検討していく予定でございます。

3点目の、今後のメンタルヘルスケア計画についての御質問であります。ストレスチェックは、労働者が自分のストレスの状態を知ることによってストレスをため過ぎないように対処すること、また、ストレスが高い状態の場合は、医師の面接による助言を受け、あわせて事業者側が仕事の軽減などの措置を講じることで職場の改善につなぎ、鬱などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みであります。

メンタルヘルスケアの推進につきましては、働く自身が行うセルフケア、管理監督者が行うラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア及び事業場外資源によるケアの4つのケアを継続的かつ計画的に実施していくことが重要となります。

うきは市におきましても、近年、精神疾患で病気休暇を取得する職員が多くなってきていることから、ストレスを抱えている職員、時間外勤務が多い職員、健康診断で問題のあった職員を中心に、毎月2回、産業医による健康相談を実施しているところであります。今回、ストレスチェックが義務化され、原則全職員に実施されることから、より広範なデータが蓄積され、より詳細な分析が可能となると考えております。産業医等と連携し、より細やかな面接指導を行い、今後の職場環境の改善につなげ、メンタルヘルス不調の未然防止に努めてまいり所存であります。

4点目の学校現場に関することについては、教育長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校現場におけるメンタルヘルス等の取り組み計画についての御質

間でございますが、文部科学省は、昨年の7月に公立小中学校の教職員の在校時間、各業務への負担感についての全国調査を公表しております。その中で、在校時間の平均が、小学校教員で11時間35分、中学校教員で12時間6分となっています。持ち帰り仕事も発生している状況であり、健康障害リスクが高い現状が続いています。

市内小中学校の長期病休者につきましては、平成27年度に3人、平成28年度につきましては、現在1人の病休者がいます。

うきは市立学校総括健康管理規程第5条では、職員の健康障害の防止及び職場の健康管理体制の充実を図るため、健康管理医を置くようになっています。現在、うきは市の小中校全体で1名の設置を行い、毎月相談者の希望を募っています。希望者がいない場合には、毎月学校ごとに巡回相談を実施し、医師による管理職への聞き取り等を行っています。

よりよい学校教育を実現していくためにも、教職員が健康で安心して働ける職場環境の整備が重要ですので、ストレスチェックの円滑な実施に向けて検討をしてみたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） まず初めに、関連質問であります。約3年前、本市役所内で、具体的には控えますけれども、極めて深刻で重篤な問題が発生しました。この件について、さまざまなことが考えられ、安易な発言は慎むべきでありますけれども、メンタルヘルスに関係がなかったとは言えないというふうに思うわけであり。わずかな確率の可能性があっても徹底的に調査し、再発防止につなげるべきと思うわけであり。このことを重く受けとめて謙虚に反省し、そして、重要課題と位置づけて再発防止に万全を期するというのを強く求めますけれども、そのときの調査を実施し、再発防止策はどのように設けられたか、そこら辺をお聞きしたい。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 前途ある職員が亡くなったことは重く受けとめているところでございます。職員の健康管理は極めて重要視していかなければならない問題と、このように認識しております。御指摘の事案が発生したころには、九州北部豪雨の災害復旧業務で技術職を中心に時間外勤務が続いている状況でもありました。また、精神疾患で病気休暇を取得する職員もあらわれるなど、健康面が問題となっておりました。

このような状況を踏まえ、産業医による健康相談のほか、保健師による血圧測定など、健康管理にも努めてきたところであります。産業医によるカウンセリング、市長から全職員への訓示、全管理職に対して部下の健康管理についての指導研修を行い、職員からの意見の聞き取りを実施しながら職員の健康管理に生かしてきたところであります。また、保育所に産業医が出向いて健康講座を実施しているところもあります。現在、メンタル面で不安のある職員あるいは長時間労働となってる職員、さらには、健康診断の結果で問題があった職員を中心に、毎月2回の健康相

談を実施しております。また、産業医の面接相談の結果、問題があれば本人への指導、必要に応じて管理職等への注意喚起、専門医への受診を勧めるなど、健康管理に努めているところであり、今後は、健康診断、健康相談の実施及びストレスチェック制度等を踏まえた取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） やっぱり何が問題だったのかちゅうのをやっぱり真剣に考えていただきたいと。何が足りなかったんだろうかと、それに対してはどういう対応をするか、再発防止、並べるだけじゃいけませんので実践しなきゃいけない。具体的な実践事例をつくって実行していただきたいというのをくれぐれもお願いしておきたいというふうに思います。よろしく願いしときます。

ストレスチェックの義務化の背景は、もう御存じと思いますが、2013年の我が国の自殺者数が2万7,283人、高水準であります。その中で、厚生労働省統計によりますと勤務問題を理由とする自殺者数は2,323人おられると。交通事故での死亡者数は5,000人を切っていると。いかに自殺者が多いかということがわかる、いうことであります。そういうことで、総合的なメンタルヘルス対策の促進を政府は計画しておるわけございまして、その入り口としてメンタルヘルスチェックをやるんだということでもありますので、しっかりした体制を今からつくっておいていただきたいというふうに要望をしておきたいと思っております。

チェックの結果を医師とか保健師、一緒になって、それからコミュニケーションの円滑化などを図るということも大事でございます。その結果は、しかし、職員の降格とか昇格とか昇進に影響させてはいけないと、これはくれぐれもお願いしておきたいと。そして、プライバシーの問題もございまして、そこら辺はしっかりやっていただきたいというのをお願いをしておきたいと、慎重にお願いしたいというふうに思います。

それから、11月までに1回目のストレスチェック、やることにはなりますが、そのプログラムはどのようなメニューのチェックをやるのか。何項目ぐらいを考えておられるのか。やっぱり過重労働などを避ける量の問題のチェックも必要でありますけれども、メンタルヘルスに関連する質の問題、これも問いながらやらなきゃいけないというふうに思うんです。その辺、いかがでございましょうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 総務課長、楠原でございます。

ただいまの御質問いただきました2点、まず、ストレスチェックのスケジュールの関係でござ

います。28年の11月までのスケジュールということでございますが、詳しくは、今月開催予定の衛生委員会のほうで確定をいたしますけれども、大まかなスケジュールについて報告をさせていただきます。

導入スケジュールにつきましては、先ほど申し上げましたように、6月の会議のほうで打ち合わせをいたします。その後に、10月の衛生委員会のほうでは面接指導等の実施方法などの協議、それから、11月には健康診断と合わせましてストレスチェックをやっていきたいというふうな予定としており、2月の衛生委員会でストレスチェックの結果の集約等を予定を今しているところでございます。

それからもう一点、ストレスチェックの内容とプログラムということでございます。このプログラムにつきましては、現在、国のほうから出ておりますけれども、厚生労働省が推奨をしております職業性ストレス簡易調査票、調査項目につきましては、57項目を行っております。この調査票を使用する予定としていただいております。この調査票につきましては、3つの領域から構成をされております。Aが仕事のストレスの要因、Bが心身のストレス反応、それから、Cが周囲のサポートというふうな3領域から構成されたものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） わかりました。工程計画をつくってしっかりやっていただきたいということでございます。お願いしたい。工程どおりにちゃんとやってるかちゅうのをチェックしながら。

それから、教育現場の特性から一般行政職とは独立して取り組む必要があると思います。教職のメンタルヘルス、大いに関連がある時間外勤務を管理職はどのくらい確認してるか、どういう形で確認してるか、それをお尋ねしたい。連合の総合生活開発研究所の調査では、小学校では16.8%、中学校では20%ぐらいしかつかんでないと。ということは、どれだけ重労働になってるかちゅうのもつかんでないというようなことでありますので、うきは市はそんなことないとは思いますが、本市の実態をお聞かせ願いたいと。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 先月5月に全部の職員を対象に、超過勤務の縮減に向けたアンケートを実施いたしております。その中で、どういった個人業務が超勤の原因となっているのか、あるいは学校全体の業務がどうなのか。そして、ふだんの業務で無駄とか非効率と思われるのは何かというのを集約しております。その集約結果をもとに各学校で超勤の縮減に向けた具体的な方策を講じているところでございます。そういう形で把握をさせていただいております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 最後の質問です。教職員のみを対象とする分析が有効と考えますがけれども、どのようなチェックを予定しているかというのはもうお聞きませんが、全国公立学校共済組合のストレスチェックプログラムというのがあるそうでございますので、そのプログラムを導入すれば、全国と本市の教職員との比較ができると、そのデータを把握できると、比較できるということになり、そして、改善にもつなぎやすいというふうに思いますので、そういうものの活用も考えていただいたらいかがなものでしょうかというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 公立学校共済組合のプログラムがあることにつきましては承知いたしております。先ほど申し上げましたように、円滑な実施に向けて検討する中で、公立学校共済組合のプログラムにつきましても検討させていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） ちょうど時間になりましたので、これにて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、9番、諫山茂樹議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩します。11時10分より再開いたします。

午前10時55分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、11番、大越秀男議員の発言を許します。11番、大越秀男議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 今回、私は2つの項目について質問いたします。1つは、公契約条例について、それから、白壁交流広場への古民家移築計画について、この2点について市長に質問いたします。

まず最初に、公契約条例についてであります。これ、私、平成21年6月議会で一度質問しております。その後、市長かわられましたけれども、まだ、このことについては一回も質問しておりませんので、改めて、間もなくというか、今月末には市長選も告示になるということで、改めて市長選の公約にもかかわってくるのかなという思いで質問をさせていただきたいと思っております。

地方公共団体が民間などに公共工事あるいはごみの収集、庁舎の清掃などの業務委託をするときや指定管理者との間に結ぶ、いわゆる公契約については、近年、その内容について関心が持たれ始めております。納税者の立場から見た場合、地方公共団体の財政支出については、できるだ

けその支出を抑えるに越したことはありません。しかし、近年、競争入札が進んだ結果、委託料や入札価格が大幅に低下してきています。その結果、公共団体の仕事にかかわる労働者の賃金や労働条件の低下、雇用の不安定を引き起こしたり、企業の安定的、継続的な事業を困難にさせるような事態も起きてきていると言われていています。公共施設を抑えることや民間同士の価格競争の結果が、いわゆるワーキングプアを招いているといっても過言ではありません。そこで、我がうきは市についても公契約条例を市長にぜひ検討、制定していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問です。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま公契約条例について、1点目が、公契約条例の制定についての御提案と、2点目が、条例制定が地元企業育成や安定雇用の面からも有効な手段ではないかという御指摘でございますが、関連がございますので一括して回答をさせていただきたいと思っております。

公契約条例とは、市町村が発注する公共工事等の契約において労働者に支払われる賃金について、条例で定めた規定水準以上の支払いを受注者に対して義務づける条例であると、このように理解をしております。これにより業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的としているものと承知をしております。平成21年9月に、千葉県野田市が全国で初めて条例を制定後、福岡県では直方市が平成26年4月に条例を制定しておりますが、全国的にも同条例を制定した自治体はまだ少数であり、県内におきましても直方市に続く条例制定は見られない状況でございます。

議員御指摘のように、確かに公契約条例の制定につきましては、その目的に鑑みれば、地方創生にかかわる戦略を推進する上で地元企業の育成や安定雇用の面において有効な手段の一つになり得るものと考えられます。しかしながら、条例の制定は、地域別最低賃金の趣旨に反すること、さらに、自治体による条例制定だけでは成果が限定されているとして、国に法制化を求める動きがあることや、事務負担の増大など課題とされる点も多く、慎重な見方をしている自治体が大多数であるというのが実態であろうと考えられます。

昨年11月には、県南の10市及び福岡県南広域水道企業団の契約事務担当者による県南都市契約事務担当者連絡会が行われました。その中で、公契約条例の制定についても意見交換が行われましたが、条例化に向けた取り組みについては、いずれの自治体も現状の情勢から予定なしということを確認してるところでございます。

以上、公契約の条例化について、その目的や情勢と近隣市町村の対応状況について御報告をさせていただきましたが、私自身の任期が7月14日まででございます。御指摘いただいた公契約



条例の制定につきましては、選挙後の新しい市長の判断に委ねるべきと思いますので、具体的な回答は控えさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） まず、福岡県内においては、いまだ直方市、昨年、直方市が公契約条例つくって、その後、まだ、ふえた、先進的な動きはないということでもあります。やはりうきは市が今度つくった、うきは市ルネッサンス戦略、これは市長自慢の、福岡県で一番先にこういった総合戦略をつくったわけですね。やっぱり先駆けることも私は大事と見ております。

それから今、市長は市長選を控えてるんで、新しい市長のもとでまたそういったものは検討ということで、他人事のようにおっしゃいましたけれども、今のところ、今のところ、高木市長の再選はあるんだろうなというふうに感じております。市長選に、一部関心持ってる方は、私も存じております。しかし、多分出られないでしょう。そういう情報、伝わってないでしょう、まだ。ちゃんと情報収集したほうがいいですよ。それは余談としまして、最初にちょっと項目を2つほど言い忘れておりましたので申しわけなく思っております。ただ、市長がちゃんとそこを心得てあって、2項目まとめて答弁をいただきました。

まず、私たちはよく世間話の中で公務員が、いや、あるいは大企業の方の身分っていうか所得っていう、置きかえたら所得のことを言ってると思っても過言ではないと思いますけど、やっぱり羨望のまなざしで見られてるんです。まあ、我々議員も含めての話かもしれません。ただ、これは、昭和ちょうど三十七、八年ごろからが高度経済成長が始まって、どんどん民間給与が上がって、一時は公務員っていうのが相当下の給与水準的に、民間が物すごくよくて、それで、そのころ具体的には労働運動、そういうのが盛んになって、そして、具体的にここでいうと自治労あたりが一生懸命になって労働運動やりました。それ全国的にもそういった労働運動をやった結果、どんどんやっぱり公務員の地位向上、所得の向上も、そして、ある水準に達したときに民間のバブルがはじけて、そして、あわせて国の政策的には規制緩和、特に、労働関係、非正規雇用者がどんどん多くなってきたという実情があって、今や所得が、公務員と民間との間に、特に地方はこう差が。だから、結果的に今、公務員は羨望のまなざしで見られるようになってる。言葉をかえると、何かにつけて公務員は悪口を言われる。そういう現状があると思うんです。恐らく職員の方でそういうことを身を持って感じてある方もおられると私は思います。

私はそういう話の輪に加わることが時々あります。だから、私はいつも公務員や、あるいは自分の立場を考えて弁解っていうか、味方をするわけでもないんですけども、あんたたちのその議論は間違ってますよと、ちょっと二昔前ぐらい前を考えてくださいと。仕事がないなら、言葉はちょっと悪いので申しわけないんですけど、仕事がなかったら自衛隊か警察官か役場に行け、言われよった時代があったことは皆さん御承知だと思います。本当にばかにされとった時代があるん

です。だけど、そうやって経済的に満足とまではいかないにしても満たされてきて、そして、民間が逆にダウンしてしまうと、今や公務員が高嶺の花。当然就職の試験の倍率も物すごく高いです。そういったことを考えたとき、なぜそうなったのか、民間がなぜ疲弊したのか。これを私は考える必要があると思います。

小泉構造改革でどんどん規制緩和をやって、今や非正規雇用者が4,000万人ですか、働く人の、ぐらいになってると言われております。さきの、うきは市にこの3月から操業が始まりましたROKIさんの職員の百何名でしたか、今、社員の方が109名働いてらっしゃるというデータもいただきました。その正社員は21名です。残りは非正規、派遣であったりパートであったり、そういった方を入れて、残りは全部非正規。多分非正規ですから各種保険、いわゆる福利厚生っていうのは恐らく満たされてないと思います。ROKIさんの従業員募集の説明会には当初100名も来ないだろうと言われとったのに200名来たそうです、およそ200名。だけど、就職を希望した人はあんまりいなかったと。で、追加募集、そういったこともなされております。

こういった現状を見ていくと、いかに安定した雇用というか、それから、ある程度満足できる賃金、労務の対価、得られるかっていうのは労働者にとって非常に大きな問題に今なっております。いわゆる働いてるのに貧困である、ワーキングプア。これをいかにして解決していくかっていうのは、私たちは議員ですけれども、やっぱり行政一体になって、この問題を解決していくのは行政の責務であると私は考えています。

そのためにも今のところ、県南地域の、県南都市事務会議の中においても前向きなところはないというお話でありましたけれども、ぜひとも、これ私は検討をお願いしたい。もう、まだ時代の趨勢とまでは言いません。だけど、やっぱりそれをやることによって地域の安定雇用、それから、ルネッサンス戦略、言って申しわけないんだけど、この中に住民の転出者が多いですよ。福岡地区と久留米、それから、転入も久留米地区と福岡地区からが多いと。だけど、差し引きすると転出のほうが多い。じゃ何で出ていくのか。私の友人で、建設関連と言っておきますけれども、事業をやってる方がおられます。大越君、何でこげん、業種は言いませんけれども、どんどん出ていくとか知っちょるのと言うわけです。だから、やっぱり市内では仕事がとれないと、あるいは、ちょっと仮に、例えていうと、久留米に移したほうが、久留米は久留米の市内の業者を基本的に使うという行政指導もあってるから、やっぱりこの際、人口の多い、仕事の量も多い久留米へ本社機能移していくと。確かにいっぱいあります。

ちょっと私一人しゃべってしまうと肝心の答弁、聞きづらくなりますけれども、昔、吉井町の時代ですけど、大きな企業が福岡へ本社を移転しました。それから、大きな病院も福岡へ移しました。そのときのある首長さんの言葉ですけれども、何とか引きとめることはできんとですかと

言ったとき、いや、減った分の7割は、70%は国が補填してくれるからいいんだという。ただし、そのころは今ほど財政的に危機状況にあるっていう状態ではなかったから、そういった考えもあったのかなとは思いますが。

だけれども、間違いなく、仮に地方交付税の形で措置されるとしても、30%は間違いなく減っていったわけですから、今後もう、平成31年からですか、地方交付税がどんどん減額されていくようになってます。それについても、ますますうきは市は人口減に伴う財源減、財源が減っていくということで窮地に立たされることはもう目に見えてると思います。それを考えると、せめて行政ができることはやっぱり幾つか当然あると思いますけれども、こういった公契約条例で少しでもそういった市内業者を優先的に使うとか、あるいは労働者の身分の確保、いわゆる賃金の確保もあわせて進めていく。そういったことが少なくともしないよりはできると思いますので、もう一回その辺、ちょっと聞かせてもらえますか。もう絶対、もうやりませんというのか検討の余地があるのか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、現在、我が国の労働人口といいますか、就業されてる中の約4割が非正規雇用ということが指摘されて、そのひずみによりまして格差社会といいますか、それに起因するいろんな社会問題が起きてきてるのは私も十二分に承知をしているところであります。

ところで、議員が平成21年にこの問題について取り上げられたということをお聞きしました。平成21年度を振り返ってみますと、ちょうど平成21年度は千葉県の野田市が全国初の条例を制定した年でもありますし、あわせて、国のほうは公共サービス基本法が制定された年でもありました。ちょうどそのころ、一時、公共工事報酬確保法案というのが国会で議論になったときがありますが、制定までには至っておりません。その背景として、やはり労働者の勤務条件については、憲法27条2項で賃金等に関する基準は法律で定めると、こういうことをなっていることが大きな弊害になってたんじゃないかと、このように思います。

そういうことで、先ほどから答弁させていただいてますように、この課題については議論されてもう七、八年になるわけでありましたが、しっかりまた次の新しい市長のもとでいろんな情勢を分析して検討すべき課題だと、このように承知をしております。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 課題であるという認識は確認できたと思います。もうちょっと前向きな答弁が欲しかったんですけど、21年に質問したときに、ちょうどあのころ、浮羽中学校の給食の業務委託でなされて、委託料が余りの低価格に驚いた記憶があります。その後、もちろん吉井中学校も、それから御幸小学校、あちこちでもそういった業務委託がずっと始まってま

すけれども、相変わらず、ええ、こんな金額でやれるのかというくらいの金額ですよ。相当やっぱり受け手側はやっぱり競争の中で無理をしているというふうに、もう数字の上からわかります。2人、3人かかって、もちろん土日あるいは夏休み、春休み、冬休み等はありませんから、端的には言えないんですけれども、2人も3人もかかって高木市長の年間報酬を下回るような金額で、委託料が。これをだから、それよりもっと倍にせよとか、そういった意味で言ってるのではありません。余りにも民間が犠牲になってるのではないかということをお前は言ってるつもりです。ここでやっぱりそれを少しでもレベルアップをするのがやはり行政の力、行政の責務と私は考えます。

それから、さっきの地元での仕事、地元での物品調達には、できる限り地元業者をと、地元のものを使う、地元の企業を使う、そういったものを盛り込むことができる公契約条例、こういったものをぜひお願いし、地域の、もう発展というより、これ以上の疲弊を防ぐという意味も含めて何とか検討をしてもらいたいと思いますが、いま一度答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 私も以前、この問題についてはしっかり検討させていただいた時期がありました。議員御指摘のように、古いんですが、1949年にILOの第32回総会で、ILO第94号条約というのが採択された条約で、我が国はまだ批准をしておりません。その批准をしない理由として、我が国の場合、労働基準法とか最低賃金法って、先ほど憲法27条の2項の話をさせていただいたんですが、憲法に基づいて特別な法律があって、その法律に屋上屋を架すような、自治体のほうが国の法律に屋上屋を架すような話が果たして正しいかどうかというような視点であったり、仮に公契約条例をうきは市で制定した場合、私ども市役所が発注する工事というのは、工事であったり委託であったり、あるいはハード面、ソフト面、多岐にわたるわけがあります。全てが全てうきは市内の事業者の方が受注する世界でいけば市民にその恩恵が渡るわけですが、もし場合によっては、もう市内にそういう該当事業者がないときに、東京であったり福岡市が受注せざるを得ないケースもあるかと思いますが、そうすると、そういう方に全ての恩恵が行ってしまって、果たしてそれが地方自治法上、独自の条例を制定する意味合いで果たしてそごがとれるのかと、いろんな課題がいっぱいこの問題には山積されてると思いますので、そういうのを一つ一つやっぱり検討して判断すべき話であると、このように認識をしております。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） そういった側面も当然あると思います。私、議員になつてずっと厚生文教のほうに席を置いておりますので、余り建設とか経済とか、そういった方面、全然知らないわけじゃないですけど、余り勉強しておりません、はっきり言って、議員として。

ただ、ちょっとこれは担当課長にお尋ねしたほうがいいのかなと思いますけれども、例えば建

設工事の見積額、そういった中で、労働者に支払うべき賃金、いわゆる労務単価というんでしょうか、これは最低基準というのが市として示されてるのかどうか。私はちょっと全くその辺がわかりませんので、そこ知りたいなと思えますが。わかりますか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 当然、契約約款には法令順守がうたわれてますから、当然最低賃金法は守らなくては行けないと、こういう制約がかかってるものと、このように承知してます。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 最低賃金だけでいくと、福岡県は時給743円ですか、今、去年の10月改定で。東京都が八百十何円ぐらいだったと思うんですが、とても条例で決められてる最低賃金では食っていくことはできないと思うんです。当然、これが正社員として雇用されて、そして、それを、もらってる給料、手取りを働いた時間に直してそうであればかなりのいい数字かなと思えますけれども、最低賃金ってほとんどの場合がパートとかアルバイトとか、そういった方々に適用されてますので、その辺が最低賃金と一言に言うだけではどうしても不明な点、我々にはわかりづらい点がありますので、その辺、具体的に、いわゆる最低賃金法を守らにやいかんですよというだけなのか、具体的な数字を示してるのかどうか、その辺はどうですか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 非常に原則論を言って恐縮なんですけど、やはり基本中の基本の原則として、労使間の労働条件については労使間において自主的に決定すべきものであって、いわゆる国家機関、行政が介入するためには、やはり法律に基づかなければ行けない、これが憲法27条の趣旨であります。そういう面で行きまして、基本的には、我が国は近代憲法、民法の三大原則の一つで、私的自治の原則、つまり契約自由の原則、つまり労使が自由に契約できると、これが大原則なんです。しかし、それをやるには福祉の視点で、やっぱりいろいろ課題があるということの中で私的自治、契約自由原則の修正項目として憲法12条の公共の福祉あるいは憲法27条による労働者の勤務条件等というのがうたわれていて、その中で初めて労働基準法とか最低賃金法という法律が成立をしてるわけです。そういうことを踏まえまして、やっぱりしっかり、最低賃金法はもう法律でありますから、法令の順守義務というのは全ての約款にうたい込んでおりますので、しっかりこれは守らなくては行けないということでもあります。

一方、アベノミクスといいますか、安倍総理については、経済の好循環のためにはやはり経済の成長が賃金に回らないと日本の経済が伸びないという視点で、かなりいろんな経済団体に賃金引き上げの要請なんかをされてる。その過程の中で最低賃金についても徐々ではありますけど、かなり上がってきているというのが昨今の状態ではないかとこのように思います。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 今の答弁、何かわかったような、わからないような。確かに契約はもう民間で、何ていうのか、自由にできるのだらうと思いますけれども、労使の関係、重要なのは。やっぱり雇われるほうは、自分は首になりたくない、ぜひとも使ってほしいという、やっぱり弱い立場がありますから、やっぱり企業の、言葉は悪いけど、言いなりに従うしかない。それが今のワーキングプアと思うんです、私は。やっぱりここを、労使対等の立場になれるように行政が力を貸してやるんだっていう気概を持ってやるべきではないか。そういった意味で公契約条例もやっぱりそれなりの効果を発揮できるのではないかというふうに思います。

答弁は、私が言ったからころっといい方向に変わるっていうことはないかもしれないけど、どうですか、本当の意味の、さっき市長が言われた、まだ検討という言葉は出てませんが、重要な課題であるという認識だけは聞かせてもらえませんか。どうでしょう。この問題は重要な課題であるという認識があるかどうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させていただいてますように、我が国の就労者のうち約4割は非正規雇用、それをもって日本に格差社会が生じ、いろんなひずみが起きてることは十二分に承知をしております。要は、我が国の経済がうまく上向くためには、最終的にはやっぱり賃金にお金が回らないと経済が好循環できない。こういう仕組みは十二分に理解をしてるつもりであります。しかし、どういうんですか、自由主義の我が国において、契約自由の原則が一番尊重されている中で、行政がどこまで介入できるかというのは非常にいろんな面を精査して考えていかないと、安易に行政が介入していきますと、もう限りなく違った社会になるのではないかと、こういうことを懸念をしてるところであります。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 期待した言葉が出てきません。改めてこの問題は私も勉強をし直して、もうちょっと核心的っていうか、細部にわたったところでまた質問をするということで、この項目についての質問は終わりたいと思います。

次に、白壁交流広場への古民家移築計画について。

以前からありました移築計画はどうなったのか。重要伝統的建造物群保存地区の景観を整える面からも必要と思うが、どうか。

久留米方面からの来訪者に対する総合観光案内所的な役割を持たせることもできると思うが、どうか。

以上、白壁交流広場の古民家移築について質問をいたします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま白壁交流広場への古民家移築計画について、2つの御質問をい

いただきました。

1点目が、移築計画の状況についての御質問であります。大越議員からは平成27年3月に同様の御質問を受けておりますが、当敷地は、筑後吉井伝統的建造物群保存地区の中心部に位置し、国道210号に面しているため、町並み保存の観点から見れば、空き地のまま放置することは望ましくないという答弁をさせていただきましたが、その認識は現在も変わっておりません。また、良好な立地条件を有する当該敷地は、うきは市にとっての重要な資源であるとの認識も変わっておりません。時間を要しておりますが、白壁交流広場の活用については、筑後吉井伝統的建造物群保存地区の有効活用の中で、移築計画とオープンスペースとしての有効活用も含め、議論を含めていく考えであります。

2点目が、総合観光案内所的な役割を持たせることについての御提案であります。白壁交流広場は国道210号に面し、観光案内を行うには適した場所であると認識をしております。しかしながら、筑後吉井伝統的建造物群保存地区は、筑後吉井おひなさまめぐりを初め、幾つものイベントが開催され、多くのお客様が大型バスやマイカーを利用して来訪されるため、駐車場の確保が重要な課題となっております。現在、吉井地区の観光案内は、観光会館土蔵で行っておりますが、周辺には白壁ホールの駐車場を初めとして駐車スペースが十分確保できるところがあります。白壁交流広場は十分な駐車スペースの確保が難しい状況であることもあり、観光案内業務につきましては、引き続き観光会館土蔵で行っていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 計画そのものはまだ生きてるんだという答弁だったと捉えていいですね、今の。計画は生きてると。（「まあ、そうですね」と呼ぶ者あり）

それと、観光案内所的な役目を持たせるのは、今の、こっちの文化会館あるいは観光会館のあたりで引き続きやっていきたいと。それは、そういうことでしたけれども、それはそれで私は大いに結構だと思うんです。私は、あわせて、こっちはこっち、向こうは向こうで、そういった役割を持たせることもできるのではないですかということ言ってるんですね。こっちやめて向こうにきなさいと言ってるのではない。ただ、もちろん施設をつくれれば、いろんな内部の施設あるいは人員配置、いろんな問題が出てきますから、そう簡単に、はい、わかりました、つくりますよっていかないことは十分私はわかっております。そこはやっぱり議論の中で、もしつくるとしたらどういった位置づけでやるのか。例えば、地元の物産販売所を兼ねた役割を持たせるのか、あるいは人員配置については、もうボランティアに任せるのか、あるいは臨時かパートか、そういった職員を配置するのか、いろんなことが考えられると思うんです。

それで、私は、前は重要伝統的建造物群、何やったですか、正式名称は。審議会、何やったですか。町並みを守るための、ああいった重伝建の整備とか、そういったのにかかわる整備計画に

関する審議会の中に入っておりました。そのときに、やっぱりあそこは、いわゆる壁面の連続性から見た場合、まずいと、余りにもあき過ぎてると。あれは何とかせにゃいかんっていう認識はあるということでした。しかし、その後、もう七、八年たってます、そういうことを言われながら。そして、何も施策が施されてない。特に更地のことを言ってるんですけど、結局は近隣の方の駐車場になってると。更地のままですから、どうしても見苦しい。

それと、私たちは今、ちょっと休んでますけど、あそこで簡単な朝市みたいなことをやると、通りがかった人がどんどん入ってきて、あれはどこですか、つづら棚田はどう行ったらいいんですか、道の駅うきははどこですか、もういろんなお客さんが来るわけです。有名なパン屋さんを聞かれたり、ケーキ屋さん聞かれたり、だから、私たちが農産物をあそこで販売するよりも、何か俺たちボランティアで案内所しよるごたるなというのが落ちです。もう本当、二、三百円の売り上げで、あそこに入ってきた車の駐車場整理をしたり、観光客の案内に応じたり、もういろんなことをやらされます。そういった意味からいくと、やっぱり早くあそこに何か施設ができないといかんということをつくづく感じております。

ちょっと話、変わりますけれども、210号線を日田のほうに行きますと、夜明大橋があります。あそこに信号があって、丁字路になって、こっちから行くと左に曲がって夜明大橋です。逆に今度、日田のほうから来て、あの橋を渡って、210号線に出ようとして、あそこ信号でとまると、真正面に吉井のある病院の看板があります。場所が説明してあるんです。吉井町白壁交流会館前って書いてあるんです。交流広場じゃないかなと思ったら、ふと思いついたのが、ああ、あのトイレのことを白壁交流会館って見てるんだと、人は、いうふうに思ったんです。間違いなく。でなきゃ、あんなに、勝手に白壁交流会館前って書いてあるから、広場前じゃないのと思って見たら、今もあります。通ったら見てください。だから、ああ、やっぱり、だから会館つくれとかそういったことじゃなくて、そこは残念ながら何かあんまり品がない、かわやって書いてあるです、建物には。のれんが下がって、かわやって書いてある。かわやではどうかなと僕は思うんです。やっぱりあれを改築して、いっそのこと、交流会館、もう人は勝手につけてくれているんだから、白壁交流会館にする手もあるなど。あるいは正式にやっぱり白壁交流会館をこの更地につくる方法もあるんじゃないか、そういうふうに考えております。ぜひとも、これは庁内で議論を深めていただいて、ぜひ実現の方向に向けて努力をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただきましたように、白壁交流広場、伝建地区吉井の中心地に位置して重要な場所だと認識をしております。御指摘については、しっかりお話は承らなくてはいけないと、このように思っていますが、今、うきは市は公共施設、いわゆる箱物が



たくさんあって、その老朽化が大きな課題であります。もう対応しなくてはならない話はもう山ほどある中で、市民の皆さん、限られた財政の中でしっかりどうプライオリティーをつけて対応していくか。それは、補修のみの守りだけではなくて、議員のように攻めるとするか、新しくつくるという視点も当然まちおこしの中では重要でありますけれども、余りにもうきは市にあるたくさんさんの公共施設、それをどのようにうまく改善、整備していくか、そういうところの中で、しっかり今の議員の御指摘についてはしっかり承らさせていただきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 今、市長が言われた、いろんな、もう修理を要するもの、あるいは統廃合を考えなければならない施設がたくさんあるんだと。全国的にそうだと思うんです、恐らく。これだけ合併が進んできたんですから、もう、例えば、極端に言えば、10の市町村が合併して一緒になれば、やっぱり10の、極端に言うと、それぞれの地域にあった体育館とか、そういったものがいっぱい残ることになって、そして、それぞれに老朽化して、どうかせにやいかんということが当然あってると思います。その中で、恐らくこれは優先順位というのが当然議論されるべき問題になってくると思います。そういった優先順位の中の議論の中で、ぜひともこの古民家移築については、その項目の一つにぜひともこの際、加えておいてもらいたいと思いますが、項目にちょっと加えてもらうことぐらいはお約束できませんか。そんなに悩むことじゃないと思いますが。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 昨年、27年、28年、2カ年計画で公共施設等総合管理計画を今、策定中であります。一部の施設については、その策定を待たず、前倒してしっかり対応していこうという案件もある中で、白壁交流広場については、その検討の中には入っておりませんが、当然幾つもある施設を総合的に管理整備計画を立てる中で、当然いろんなパターンで、既存の施設をどう活用するかというのは議論の中で出てきますので、議員の御指摘はしっかり承っておきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 指摘はしっかり承っておくという言葉信じて、ちょっと早いですが、質問は終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで、11番、大越秀男議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩します。再開は、13時15分より再開します。

午前11時58分休憩

.....

午後1時14分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

傍聴者にお願いでございます。午前中も携帯電話の着信が鳴っておりました。ぜひ携帯電話の電源を切るか、マナーモードの設定をお願いしたいと思います。特に、入り口に掲示しております傍聴規則を遵守されますよう、よろしくお願い申し上げます。

では、一般質問を再開いたします。

14番、藤田光彦議員の発言を許します。14番、藤田光彦議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 14番、藤田光彦です。それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして4項目の質問をさせていただきたいと思っております。

その前に、ちょっと市長に質問に入る前にお願いですが、午前中の2名の議員の方の質問に對しまして、次、次期市長になったときにはその方という発言があったかと思っております。次期市長と言われるけれども、次の市長に出馬表明をされ、出陣式も26日ですか、にやられるという案内もちゃんとここにきちっと来て、なかなかのいい顔で写ってて、市に対する、行政に対する、こうやってやるよという表明もきちっとやられて、いろいろな施策を今後やるぞと、そういう期待、やるぞということの宣言をされているのがもうありますから、次期の市長に託すならば、ここで一般質問をできないようになるんです。まだ、ただ1カ月もある、そして、次期は多分なるだろうということで期待してますから、次期の市長をやるということでの私の質問に對して答えさせていただきたいから、次期に託すという言葉だけは、言ったら私は質問をやめます。よろしいでしょうか。じゃ、始めます。

それと、午後に入りまして、食事の後だから眠気が来るかと思っておりますから、質問はめり張りあるような質問をします。それに応じて市長も回答よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、4項目質問します。1項目めは、減災対策について、2項目め、企業誘致の優遇税対策について、3項目め、選挙権年齢引き下げについて、4項目め、可燃ごみ収集についてです。

まず、1項目めの減災対策についてをお聞きします。

近年、世界規模で異常な気象変動が起きてます。各地で予測しがたい自然災害が発生しています。日本でも例外でなく、地域的な豪雨、台風、地震などで被災をしております。

そこで、1点目にお聞きします。第2次うきは市総合計画が昨年12月に策定され、基本目標4の第8章で河川整備、第12章で防災について、現況と課題が上げてあります。これです。その中で、具現化するための具体的な計画はどうなってるのかをお聞きしたいと思います。

2点目に、平成24年7月の九州北部豪雨の災害復旧・復興はほぼ完了した今、平成27年発行のうきは市総合防災マップ、この保存版で、各戸に全部配布されてると思っておりますけど、この防災マップで想定されていますが、今後、災害が起きる可能性の高い箇所の把握と事前の被災対策

は計画的になされているのか。

それから、3点目に、ことし4月に発生した熊本地震の農業関連の被災状況の中で、農地・農道・農水路・ため池の被害が多めで、農業を断念せざるを得ない人も大勢いると聞いております。各地域の水利組合等の管理かと思われ、うきは市の耳納北麓地域に点在するため池、我々は堤とも呼んでますが、の防災対策の把握と減災対策としての整備をどう推進しているのかを市長にお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま減災対策について、3つの御質問をいただきました。

まず、1点目が、第2次うきは市総合計画に係る防災の具体的計画についての御質問であります。第2次うきは市総合計画前期基本計画の基本目標4、安全で安心なまちで、住みよさを実感していますの第8章中の河川整備につきましては、平成28年度に浮羽町山北地内の市営河川赤尾川及び吉井町屋形地内の大谷川の整備を計画いたしております。赤尾川の整備工事は、既設護岸石積みの老朽化が著しい部分の補修であります。また、大谷川は、河川改修に伴う市道橋のかけかえ工事を予定しております。今後は、地元からの改修要望等を参考に現地調査を行い、緊急性を判断しながら改修計画を策定する必要があると考えております。

また、県営河川につきましては、引き続き、維持工事等の要望を県に対して行っています。県営砂防工事につきましては、浮羽町田籠地内の継続事業の山口谷、吉井町域内の大谷川の河川工事について、引き続き、久留米県土整備事務所と連携を図りながら事業推進に取り組んでまいります。

国土交通省所管の隈上川河川改修につきましては、平成27年度より用地買収に着手しております。今後は、用地買収完了後、隈上川下流域の無堤区間の工事が実施されることとなっております。また、河川改修にあわせ、市道の下御所橋のかけかえ工事も行われる予定であります。

これらの河川整備事業等の実施により、安全で安心なまちづくりに努めているところでございます。

続いて、同じく基本目標4の第12章、消防防災の項目でございますが、市では、平成24年7月の九州北部豪雨の災害対応を踏まえ、平成26年5月に、うきは市地域防災計画を策定し、課題に対する今後の方策を掲げております。

まず、防災意識の高揚と防災訓練の実施であります。訓練につきましては、去る5月22日に開催しました総合防災訓練や、6月26日に開催予定の消防操法大会等を初めとする消防団を中心とした訓練を日常から行い、災害に対応できる能力向上を図っております。

また、防災意識の高揚の一環として、自主防災組織の設立を各区にお願いしてところで、現在158行政区中82行政区において自主防災組織が立ち上がっているところでありますが、平成

32年度に80%の設立目標を掲げており、熊本地震の教訓も踏まえ、組織化に向けて努めてまいります。

加えて、うきは警察署とタイアップした防災・防犯講習会も年間約20回程度、地域に出向いて実施し、防災意識の向上を図っております。

防災基盤体制の充実につきましては、防災情報の伝達手段としての防災行政無線、福岡県の防災メールまもるくん、緊急速報メール、エリアメール等を十分活用し、あわせて市民に対しても情報を得るための方法を周知していきたいと考えております。

また、今年度は、災害時における避難行動要支援者名簿の整備作業を行っており、整備後は、防災関係機関並びに区長を初め地域の支援者等へ名簿を提供して、万が一の災害時におきます市民の避難誘導や救出に活用できるようにしていきたいと考えております。

消防力の充実については、消防車両の計画的な更新を行うとともに、水利としての防火水槽の点検を行うことになってるところであります。

なお、消防団員の確保については、対象者の減少や昼間の市外勤務者の増加等の状況の変化により確保が困難な地域も生じており、消防団とも協議を進め、対応策を検討してまいりたいと思います。

2点目の災害危険個所の把握及び減災対策についての御質問であります。うきは市総合防災マップでは、主に筑後川及び巨瀬川が大雨によって氾濫、決壊した場合に想定される浸水の範囲と深さを示しております。大雨の規模は、筑後川で150年に1回、巨瀬川で50年に1回程度の確率で起きるものが想定されています。また、土砂災害のおそれがある土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を表示しております。土砂災害において危険度の高い区域は土砂災害特別警戒区域になっております。

議員が申されるとおり、うきは市における想定される災害や危険個所については、うきは市総合防災マップに一元的に掲載してるところです。

なお、掲載されておりますデータについては、県が実施する調査に基づくものでありますので、県のデータ更新を踏まえて危険個所の修正等を行ってまいります。

また、出水期前には、山間部及び山麓部の行政区長を対象とした土砂災害対策会議を開催し、注意を促してるところであります。

なお、災害時の被害を最小限に抑えるため、近年、減災の考え方が出されておりますが、人的被害の軽減につきましては、日ごろの防災訓練や適切な避難誘導等、事前の備えが必要と考えられます。そして、具体的な危険個所に対する防災対策につきましては、現況を十分に把握した上で、順次計画的に行ってまいりたいと考えております。

3点目のため池の防災対策と減災対策についての御質問であります。ため池については、議

員御指摘のとおり、ため池の受益者で組織する水利組合等の管理となります。うきは市には、現在、ため池として使用されてるものが65件存在しております。そのため池のほとんどが築造50年を越えてるものばかりで、改修の時期を迎えております。

ため池の整備事業としては、県営事業の防災・減災事業や県単事業の農村環境整備事業があります。また、市の補助事業としては、うきは市農業振興事業補助金があります。事業を実施する際には受益者負担が発生し、事業費全体に対して、県営事業で5%、県単事業で10%、市の補助金であれば70%となっております。実際、大規模改修事業を行えば、1億円から5億円程度の事業費が必要となり、これらを県営事業で行ったとしても受益者負担が少なくとも500万円程度は必要となります。しかし、農家の高齢化も進み、受益者及び受益面積の減少により負担金を支払うのが困難な状況にあります。

このような状況の中、市の対応につきましては、老朽化し、危険だと思われるため池に対し注意喚起を促し、改修事業を勧めたり、貯水量を抑えて安全性を向上させ、使用していただくことを呼びかけている状況であります。

今後につきましては、引き続き改修事業の実施について受益者に対して申し入れることや、かんがい用水確保のための代替案の検討などについて県のアドバイスを受けながら、防災面の観点から対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） いろいろ計画の進捗状況を詳しく説明していただきましたけど、一度にあれだけ言われたらちょっと掌握を私もできませんけれども、その中で、1点目の総合計画の前期基本計画の5年間の中で、環境保全、それから、河川整備については、どこまでを28年度にやる、どこまでを32年度までにやるよというようなことで、全体で10カ所やるということで、今、すでに26年度で2カ所終わってるような状況かと思います。あと、残りがあるんですけど、目標でもきちっと数字目標上げてあるんですけど、例えば、32年度までには100%、10カ所をやりますよという10カ所の中に、どことどこが入ってるのかなということでの目標達成管理をしていただきたいと。だから、100%やるんですよということだけど、この10カ所にどことどこが具体的に入ってるのかということが具現化ではないかなと思うんです。大谷川、赤尾川も、今もう進捗してますし、ほぼ完了して、多分32年までには確実終わると思うんですけど、それ以外のところを具体的に計画をしようとしてるのか、今やっているのかをちょっとお聞きしたい。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただいてますが、そのほかについては、今、河川改修計画を今、策定中でございます。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 同じように1点目なんですけど、策定されて6カ月たちました、12月策定だから、総合計画。6カ月たった中で、消防、防災についての自主防災組織をつくるということも確実に行政区ごとになってます。先ほども市長がおっしゃったように、32年度までに80%、約126区ぐらいですか、百五十何ぼの中では、ぐらいの行政区を目標達せるということですけども、これも5年間のうちに、例えば、福富だったらどここの行政区がまだ自主防災組織ができてないと。じゃ、ここここはするよとか、あと、来年はここここをしようじゃないかとか、千年だったら、ここここができてないけど、ここしようじゃないかという、そういう毎年どこにするかという、具体的にすれば、で、ここだけなくちゃいけんよということになれば、29年度にはここだけ1個できてないじゃないかと。そしたら、そこを集中的にするということの、いわゆる諫山議員からもありましたけど、PDCAという工程管理を含めた管理があると思うんですけど、そういう評価の中で効果を求めるというときに、そういう数字的目標をしながらやらないと、工事の進捗管理ができないんじゃないかなという気がしますから、その辺を、まだ具体的にできてないならやっていって押さえていくということが大事じゃないかなということですけど、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 自主防災組織の今後の設立の計画あたりについての御質問だろうと思いますが。先ほど市長のほうから答弁いたしましたように、158行政区のうちに、山間部の地域を中心として82行政区で設立がなされているところでございまして、比較的平坦部の行政区のほうが自主防災組織についての設立がおくれております。

そのことにつきまして、熊本地震の教訓も踏まえてということで、非常に危機感なりが醸成されてきているというふうに考えておりますから、また自治協議会のほうにも協力を仰ぎながら、残された地域の自主防災組織については設立を急ぎたいというふうに思っております。議員御指摘の計画性を持ってということでございますので、それについては十分各地区の自治協議会と御相談をしながら進めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） やはりどうしても山間部のほうが防災意識が高いというのは、やっぱり4年前にああいう被災を受けたと、もう自分の身に次は危険があるということで、そういう組織になるということは十分わかります。

ただ、もう一つ、それはそれで大事なことですけど、自主組織をつくって5年経過し、1年前

につくったとする。2年、3年した後、そのときに自主防災組織の会長が高齢化で今は不在だといふところがあるんかもしれませんよ。だから、その辺を毎年見直すということも、また大事です。

特に高齢化で三十何%、40%の高齢化率になっている中山間の土地の自主防災組織自体が自主防災できてない、防災組織になってないんです。助ける側が助けられるような立場の人も頭におったり、リーダーになってるかと思えますから、その辺のところも常にリニューアルしながらやって、自主防災組織を確実に100%に、今80%が目標ですけど、これはやっぱ100%が目標でないといけないのかなという気もします。だから、それも本当に稼働できる組織に、表面だけではなくて、自主防災できてますよ、書類出せばそれで終わってると思うけど、本当にそれが活動できてるのかということになると、ちょっとクエスチョンのところもあるかと思えますから、自主防災つくったら、それが本当に活動してるよということまで、またフォローアップしてやっていただきたいなと思っております。

それから、2点目ですね。防災マップの中で、防災マップ、ここありますけれども、この中で洪水土砂災害のハザードマップというのがあるんですけど、こういうふうにイエローゾーン、それからレッドゾーンということで、危険区域の想定がきちっと表示されてます。これも年次ごとに区域を計画的に決めて、減災対策をして、今度はどこのエリアのところ危険地域、レッドゾーンがここが一番多いなど、このレッドゾーンを県の補助事業、治山事業とかの絡みもあるかと思えますけれども、県の管理の河川は県とタイアップできますけど、市が管理、それから先ほどもあった農水路、要は水利組合が管理しているところには、どうしても盲点になるんですね、空白に。だから、そこでもこのレッドゾーンで非常に厳しいゾーンがあると思うんです。だから、その辺のところも計画的の中に、年次計画で減災対策としてやっていただきたいと思うんです。もうこれができる、これ27年の6月ですから1年になるんですね。だから、これつくったら、もう防災マップできたから安心して言ったら、それが危険なんです。

だから、もうすぐにまた見直してもらわないかんだろうし、どこをどうするんだという、先ほどから申し上げてますように、具体的にやると。こことここをやるばいというようなことを、ぜひ実行していただきたいと思っております。計画、これも両方計画なんですね。だから、計画倒れという言葉がありますから、倒れないように、ぜひやっていただきたいけど、いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいま防災の関係の御質問かと思えます。公共土木のほうでは、御指摘のように県営河川は、当然、県の事業として、うきは市のほうから要望等を進めて

おります。また、市営河川等につきましては、今お手元にありますように防災マップでイエローゾーン、あるいはレッドゾーンというふうな指定をされておるところがございます。そうしたところにつきましては、県の事業として、県への砂防事業、あるいは治山事業というふうな事業がございますので、県のほうと今後も協議をしながら、市の防災のために協議を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） ぜひ県のほうにも働きかけ、県管理の河川、それから市管理の河川、それから地域の受益者による河川の層別をして、きちんと計画的にやっていただきたいと思っております。

それから次に3点目の、ため池の件ですけれども、これは農業施設のため池なんですよ。ため池は、御承知のように江戸時代以前に約7割がつくられたと聞いております。地域の水利組合や集落の受益者が主体に今まで管理されてきました。それは先ほど市長がおっしゃったとおりでございますが。以前は農家にとって、そして農作物にとっても貴重な水の水源だったんです。我田引水とか水の戦いとか、いろいろ昔から言われて水との葛藤があってきたのが水だったんですが、今はその大きい役割をおおむね果たしてきている状況なんですね。

というのも、いわゆる治山治水事業ですか、こういうのができたのとか、それから近年、水田の果樹化などで水を必要としない土地利用の変化などでなってます。それから耳納山麓のかんがい事業の整備とか、農業従事者の高齢化などで管理が不十分になっている状況なんです。特に、非常に農水路が、農地・水の事業をやっているけれども、やっぱりまだ荒れているというか管理ができていないというのが現状なところが十分あります。

先日、農林水産省が、今年の7月だったと思いますけど、全国に20万カ所あるらしいです、ため池は。それで、うきは市では、先ほど市長は65カ所とか言ってあったけど、僕が聞いた話では、141カ所だと思うんですよ。ちょっと箇所数はどうでもいい、どうでもよかないけど、141カ所あるというふうに聞いております。

それで、その調査の結果、福富の鷹取地区ですね、冠・八竜区から県道沿いです、151の県道沿いずっと行って、流川までの山麓に20カ所ぐらいあります。ここが数万トンの大きいため池です。昔は鯉の養魚場であったんですけど、鯉が堤を崩すということで、今は、それと鯉の業者さんも海外はブームだけど日本ではちょっと下火だということで、あそこに放魚したりをしませんのがほとんどなんですけど、そういうため池、堤があります。そこが集落の大体上部にあるんですね。そこが決壊したらどうなるかってやっぱ不安なところがあると。それで非常に老朽化してるというところもありますけれども。



自民党で、自民党の農村基盤整備議員連盟というのがあるんですね。ここがため池小委員会をことしの4月21日に設置したと聞いております。初会合を開いて、熊本地震を踏まえて、地震とか豪雨による決壊被害の防止が、これは急務ではないかということで今やっている状況で、これには予算が要るということで、政府に予算確保を反映するような考えを今やっているというのが全国的な動きなんですね、自民党がそういうふうにしてるということです。

それで、今後うきは市としても、この現状の中、どのようにしていくのかと。今先ほども調査してやっていくという話もありましたけれども、なかなか地元に対する防災減災対策の周知が、整備が今ほとんど行き届いてないんじゃないかなという、地元任せ、水利組合任せということなんですけれども、いま一度その辺の整備をどういうふうにご考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、ため池の老朽化対策というのは、全国的な大きな課題であります。私が認識しているのは、たしか福岡県は全国で11番目に多いため池があると。そして、かつ九州では福岡県が一番ため池が多いと、こういうふうに承知しております。

そして、議員御指摘のように、うきは市内には、もうお持ちだと思っておりますが、141カ所のため池があるんですが、先ほど65という数字を申し上げたのは、機能してるのは65で、そういう意味で申し上げました。

先ほどから答弁させていただいていますように大きな課題ではありますが、何せかなり費用もかかるし、地元負担も伴うということで、なかなか思うように改修が進んでないのが現状でありますけれども、しっかり、どう言うんですか、地元の皆さんに御理解を得るべくお話をすると同時に、貯水水位を下げるとか、いろんな安全面の対応も考えなくちゃいけない。それから県営事業として、ほぼ地元負担5%ということで、かなりの金額、国県で持っていただいているんですけども、そこをところを規模の大きいものについては、もっと県の助成ができないのか、あるいは国の助成ができないのか、そういうことをしっかりまた働きかけていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 今予算のことがちょっと話題になりましたから、ちょっとずれるかもしれませんが。

中学校の空調のエアコンのことが予算化しまして、財源が交付金、補助金だということで予算があったと思います。それで、先日、この予算がつかないだろうというようなお話で、地方創生の交付金とか補助金がついたらやりますというルネッサンス戦略ですか、それから総合計画もしっかりですが、現状を把握して、切実に必要な、事業は必要なんですね。だから、交付金とか補助

金を目当てではない予算編成をぜひやっていただきたいと。だから、予算がついたができませんじゃ、どうなってるのかということですよ。

だから、28年度の当初予算は暫定予算ということで、その辺まで組み入れられてないという予算の特別委員会での回答だったかと思いますから、これからしっかり、当選の暁には予算をきちっと出されて、補正予算を組まれて、見直して、事業を、やらなくちゃいけない事業はやっていただきたいと。やらない事業はやらないと思いますけど、もう学校のことをここで言ったらだめでしょうけど、非常に子供たちが困っていると、そういう事業は、予算がつく、つかんでも暑さは来てますから、ぜひやっていただきたいと思います。エアコンのことは聞けませんけど、総合的にどうでしょうかね。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 行政運営上の課題、いろいろ整備すべき課題は山積をしております。片や限られた財政の中でしっかり健全な財政運営も、片や求められていますので、まさにそこはしっかりプライオリティーをつけて進めていかなくてはいけない話だと、こう思っております。

そういう面で行きますと、しっかり身の丈に合った財政運営の中で、やるべきものはやる、こういう精神で取り組んでいきたいというように思います。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） いずれにしても、災害はいつかどこかではなくて、いつでもどこでも起きるということは肝に銘じて、できることから備えていただきたいと、取り組んでいただきたいと思います。補助金依存症という言葉が今出回っているようなことも聞きますから、補助金依存症が依存症候群にならないように、今後ぜひ執行していただきたいと思います。

そういうことで1項目めの質問は終わります。

次、2項目め行きます。次に2項目めの企業誘致の優遇税対策についてでございますが、1点だけですけど吉井町鷹取ですね、御承知のように計画されている新産業団地への進出企業の誘致に対してですが、現時点の税制優遇はいろいろありますが、その優遇に何らかの追加優遇策を今検討されているのか、考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 吉井町鷹取地区の新産業団地に係る優遇税対策についての御質問でございますが、うきは市の税制等の優遇措置については、設備投資等に対するうきは市産業立地交付金、固定資産税の優遇に関するうきは市産業振興奨励金、うきは市農村地域工業等導入地区及び企業立地の促進等による地域に集積区域の固定資産税の課税免除に関する条例があります。産業立地交付金と産業振興奨励金は、うきは市あるいはうきは市土地開発公社が分譲した土地に立地すること等が交付要件となっております。

また、うきは市農村地域工業等導入地区及び企業立地の促進等による地域に集積区域の固定資産税の課税免除に関する条例に係る要件を満たすためには、鷹取地区に整備予定の新産業団地が福岡県により、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第9条第1項に規定する同意集積区域に指定される必要があります。現在、吉井町鷹取地区に計画されている新産業団地は、福岡県が開発し分譲するものです。企業誘致活動に関しても、福岡県が主体となり、うきは市と久留米市は協力を行うという形になります。

このような状況でありますので、進出企業に対する優遇措置等につきましては、今後、福岡県、そして久留米市とともに十分協議し、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 今議会の議案第55号で、久留米・うきは工業用地の造成工事に関する基本協定書が提案されるようになっておりますが、その説明も受けました。それから、現地、地元で土地所有者と今地権者との交渉を随時代表者とやっている状況で、非常に順調に地元の方も協力的な態度でやっていくということはお聞きしてますし、そういうふうに、もう進めてますから、企業立地課の方たちも今努力して、順調に行っているということで非常にうれしく思っておる状況です。

その中で、うきは市の産業立地の促進条例とか、それから県の企業立地促進交付金とか、そういうのが優遇制度が今も存在しております。今回、県の企業局直轄の新工業団地ということで、その辺で県としての優遇策も十分考えておると思います。

それと、久留米と今度共存になりますから、久留米でも今、産業振興奨励金とか、ここにもありますけど、そういう状況を当然条件の中にプラスアルファで持ってくると思うんです。その中で、33ヘクタールの中の12ヘクタールが吉井・うきは分ですね。うきは分の中が1期工事になってるんです。そこに地元企業が大きく進出するというのが、この前表明されてますけど、まだ残りの用地があるんですね。10かちょっとはつきりは、まだしませんけど、その辺のまだ用地はどこかの新規事業を誘致しなくちゃいけないと。それが久留米より先に誘致するようになると思うんです。これ5年後には、売れなければ用地買収できなければ、市でその土地を買い取るということになってますよね、この協定書で。だから、買い取る前に進出企業にしないと、また財政圧迫するということになりますから、そのためには、うきははこんな条件がプラスあるばいということで、何とか呼びに入っていきたいというような優遇策を今から、31年だったらあと3年ぐらいありますけど、それを久留米には内緒できちっとするようなことも考えながら、久留米に勝つという、地域近隣市町村にも勝てるような策を今からやっていったほうがよろしいんじゃないかなと、先手必勝でお願いしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただいていますように、今回の事業の事業主体は福岡県企業局であります。協定認められましたらば、5年以降、市が買い取りというふうな話がありますが、少なくともそれまでの間は県が責任を持って企業誘致を行うものでありますので、そういう面でいきますと、今後しっかり短期に誘致が進むような線で、福岡県、そして久留米市ともしっかり打ち合わせをしたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。JR駅の推進も、これを弾みに相当スピードアップで設置できるような方向で進んでおりますし、それも含めて雇用の問題もあるし、大きい、うきは市にとってもいい企画、団地じゃないかなと思ひますから、ぜひその辺のことをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3項目めに行きます。3項目めの選挙権年齢引き下げについてを質問いたします。

御承知のように、ことしの6月19日、あと10日ぐらいですか、公職選挙法の一部を改正する法が施行されるわけですが、その適用される選挙で参議院選が決まりました。6月23日公示、7月10日投票で決定されました。それに伴いまして、参議院選前に行われる6月28日告示、7月3日投票の滋賀県の日野町長選と、我がうきは市の市長選の6月26日告示、7月3日投票のうきは市市長選が全国初めての18歳選挙ということであります。

全国から先日もマスコミ来てました。テレビ局も来てましたが、投票率を含めて、大変全国的に興味もたれているし、注視されてますから、そこでちょっとお聞きしたいのは、18歳以下を含めた投票率アップの施策を、御自分のことでちょっと恐縮かもしれませんが、参議院選ということを考えてどうされているのか、投票率アップの施策をどうされているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 選挙権年齢引き下げに伴う若者の投票率アップについての御質問をいただきました。選挙管理委員会の管轄であるため、踏み込んだ発言は控えさせていただきますが、選挙管理委員会事務局より現状等について聞いておりますので、御説明をさせていただきます。

まず、議員も十分御承知のことであると思ひますが、20代の投票率の低迷、いわゆる若者の政治離れが進んでおります。昨年行われた福岡県知事選挙では、全体の投票率は約40%でございますが、20代の投票率については約20%となっているところでございます。そのような中、公職選挙法改正に伴い、選挙権年齢引き下げについては、参議院議員通常選挙に先駆け、7月3日執行のうきは市長選挙から適用となる見込みでございます。

前回の議会でも答弁させていただきましたが、高校生に対しましては、ことしの1月に市内の浮羽究真館高等学校の1年・2年生を対象に、出前講座と模擬投票を実施したと聞いております。

今後も高校と協力して主権者教育に取り組んでいくとのことでございます。ただ、高校の出前講座だけでは、市内全域の新有権者及び若者への十分な啓発活動とは言えないため、市の広報誌、防災行政無線や広報車で周知していくことが必要であるとの認識であります。

今後、近隣市町の取り組み等も参考に、若者の投票率アップにつながる施策について取り組んでいきたいとのことでございます。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 18歳以上となると、高校生の一部も入るわけですね。それで、情報によれば、大体18か19歳でうきは市で600人前後だというお話聞いてますけど、それで数字間違いないですか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） うきは市長選においては、投票の翌日の7月4日に18歳に到達する人が有権者になりますんで、そういうことを考えますと、約600名が新たな有権者として誕生すると、こういうふうに承知をしております。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） その高校生が通学している高校に対する施策は、今浮羽究真館で出前講座をやられたという話なんですけど、隣の日田市ですね、日田市の選管も先日、うきは市から通学する藤蔭高校の生徒に出前選挙をやったらしいです。

何でやったかという、参議院選は記名式なんですね、名前書かなくちゃいけないと。うきは市長選は記号式ですね。だから、そこに丸をつけるかというふうな記号式だから方式が違うということ具体的に藤蔭高校で説明をしたと。そして、その模擬の出前講座を父兄とか皆さん、地域の人とかを呼んで、選挙はこうやってするのよってして、実際のその投票箱を持って行ってやったらしいんですね。それでうきは市の子供たちが、その藤蔭高校に行ってる子たちが選挙に興味を持つよということまで日田市の選管はやったと聞いてますからね、うきは市と選管はちよっと違うかと思えますけど、要望したり、こうしたらいいんじゃないかというアドバイスは市長としてはできるのかなという気もしますから、ぜひそういうところを呼びかけていただきたいなというような気がします。

それともう一つ、これまで投票開票日に投票できたのは、最寄りの小学校とか公民館とか、そういう公的なところの指定が投票所に限られてましたですね。今回の法改正の中で、投票率をアップするために、例の公職選挙法の施行後は、駅とかショッピングセンターとか人の集まる場所に特設でつくってもいいよと、共通投票所という名称になってますけれども、こういうのをつくっていいよということになってますけど、それはうきは市では検討されてるんでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほど藤蔭高校の御指摘がありました。私、先ほどからうきは市の選挙管理委員会の取り組みについて御説明申し上げておりましたが、広く若者世代とか、特に今回新たに有権者になる高校生の皆さんにおいては、特に政治への関心という意味で聞きますと、身近なうきは市長選挙でいくと、うきは市の今の行政運営がどういう計画でどういうふうに進められているか、そういうことを知ることも大きな政治参加へのきっかけになるのではないかと、このように思っています。私も以前から浮羽究真館高等学校、それからお隣朝倉に、朝倉光陽高校、実は朝倉光陽高校は学生の3分の1がうきは市から通学をされてますんで、そういう両校に対しては、ぜひこういう出前講座のコースもありますんで、積極的にまちづくりに関心を持ってほしいと、こういう呼びかけもさせていただいているところであります。

それから、新しい投票所の開設については、ちょっとそこまで今私ども検討はしておりません。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 既に投票所を決めている市町村があるんです。御承知と思いますけど、青森県の平川市、それから長野県の高森町がもう既に設置を決めています。開設所をですね。ショッピングセンターとか病院とか、みんなが集まるところに設置すると。費用は出ますでしょうけど。それと福岡県では一番最初、嘉麻市です。嘉麻市の選管が、県立稲築志耕館高校というのがあるんですね。ここに県内初めて参議院選の期日前投票所をつくるということで決定したらしいです。だから、多分、こういう開設所をつくれれば、そこに張りつく職員も要るし、いろんなことが要るから、費用がかなりかかると思います、1カ所につくるだけで。だから、費用対効果はどうだろうかということは、僕も心配なんですけど、現につくったところもあるし、検討しているところもいっぱいあるらしいんです。だから、早急にやっぱりそういうことを前向きの姿勢を市長みずからやっていただいて、よそは参議院選でやるって言うてるから、うちは市長選でやるばいと言ったら、すごい脚光を浴びて、無投票だったら残念なんですけど、無投票にならないように頑張って誰かしてほしいけど、それは別問題ですけど。

そういうふうなことでなってますから、やはりその辺のところも十分考えながら、投票率アップにしていきたいと思います。確かに議員の資質低下とか政治離れとか、それとか議員の不祥事とか、マスコミに叩かれて泣いたりわめいたりする人もいらっしゃいますし、いろんなことがありまして、モラルの低下などもありますから、それが起因で政治不信、政治への無関心ということで若者の投票率低下、全体的な投票率低下が原因になってるかだと思いますから、我々も身を引き締めて、自分のことを反省しながら行政ともども手を打っていく必要があると思いますけど、最後にもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） ただいまの投票所の件でございますけれども、現時点では、二重投票の防止の関係、それからあとシステムとの連携が現在とれていないという部分がございます、新たな投票所の設置というのは予定がない状況でございます。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 当然、そのシステムとか職員配置とかで費用がものすごく出るということは各市町村悩んでいるみたいですから、今後、今回参議院ではできないかもしれませんが、衆議院がまたいずれあるかもしれません。そのときには1カ所つくったらどれぐらいかかるかとか、そのためにどれぐらい投票率がアップするのかとか、そういうことも選管を含めて、総務課も一緒でしょうけど、検討する余地があるのかなというような気がしました。

それでは、次に4項目めの市民にとって身近な可燃ごみ収集について、お聞きいたします。

RDFの延長問題も、10年に地元7行政区との協定もできた今、今後もごみ収集の効率化や施設の維持管理を今まで以上にやるのが重要だと思います。

そこで1点目に、市の情報からすれば、可燃ごみは市の指定袋に名前を記入し、水分をできるだけ切り、口を結んで出すなどの指導をしています。実情の把握はできているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

それから2点目。各地区で決められた集積場所の把握ができていますと思います。収集してるからですね。市街地では、各自宅前に置いているわけです。だから、その置いている地区の把握が十分できているのかどうか。それから、福富地区を例にとりますと、各行政区で細分化して、おのおの置き場を県道・市道沿いの私有地なりを借用するなりして、無料提供もありますけど、そうしていただきながら、加入者の費用分担で設置し、維持管理をしております。そうでない市街地ですね、自分ところの軒先とか歩道とか道路に置いてるところとの格差を非常に感じるわけですね。その辺を公平に対応する施策を何か考えているのかを市長にお聞きしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの可燃ごみ収集について、3点のお尋ねをいただきました。

まず1点目が可燃ごみの実情についての御質問であります、うきは市では耳納クリーンステーションで可燃ごみをRDF——つまり固形燃料ですね——化しており、可燃ごみを効率よく乾燥させる必要があることから、水切りの徹底を指導しております。また、金属類など可燃ごみ以外の混入がありますと、破砕機の故障の原因にもなりますので、ごみを出される方の責任を明確にするため、指定袋に氏名を記入し、あわせて可燃ごみ収集の際の手間や時間短縮など効率よく作業を行えるよう、袋の口の結びについても指導を行っております。可燃ごみの収集についての周知につきましては、各家庭にごみ収集日程表の配布や広報誌、防災無線を活用して適時周知

を行うとともに、衛生組合長さんと協力して啓発に努めております。

このような取り組みを通じて、大半の市民の方には御理解いただいているところではありますが、残念ながら御指摘のとおり一部の方々に守られていない実情がございます。可燃ごみの収集ルールが守られないと、乾燥のための燃料費の増大や衛生面での苦情につながりますので、このようなケースの対応としましては、収集業者と現状確認を行い、衛生組合長さんと協議をしながら、可燃ごみ収集方法の周知及び指導の徹底に努めているところでございます。

2点目の自宅前での可燃ごみ収集地区の把握についての御質問であります。可燃ごみの収集場所につきましては、基本的にはステーション方式を進めており、平成25年度以降、63カ所のごみかごの貸与を行うなど、かなりの地域で衛生環境の改善をさせていただいております。

しかしながら、市街地では集積場所の確保が困難なところがあり、現在、吉井町域の国道210号線沿線や浮羽町域の市街地の一部で自宅前での収集を行っております。今後、市街地の集積場の確保につきましては、ステーション方式の導入を推進できるよう、地域の皆様と協力しながら対応に努めてまいりたいと思っております。

3点目の公平に対応する施策についての御質問であります。地域の可燃ごみ集積場に関しましては、収集車両のルート上におおのの行政区にて場所の選定や、私有地の利用にかかわる相談を行っていただいております。そして、行政区内で集積場が決まれば、市の集積場設置整備補助金やごみかごの貸与制度を活用して整備していただいております。

なお、家屋や道路の状況により集積場所の確保が困難なところについては、今後も区長さんや衛生組合長さんと協議しながらステーション化を進めてまいります。

○議長（櫛川 正男君） 藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 今ステーション化を推進されているということですから、ぜひ市街地に置いてます市の伝統文化財の町並み景観のきれいなところに朝はごみ袋がいっぱいあります。景観上もどうかと。雨対策もされてません。それから鳥獣、鳥のあれもやっているとことやってないところがあったり、それが散在していることも時々見ますから、ぜひやはりきれいなまちづくりの中の一つとして、市の駐車場があの中にも幾つかありますよね。ああいう駐車場を提供するなり、有償でも無償でもして、そういうステーションをつくって推進することをぜひやっていただければなというような気が、私はします。

そういうことで人が生活を営む限りは、このごみ問題は永遠の課題だと思いますから、常に問題意識を持って、これからもしっかりと行政を取り計らっていただきたいと思っております。

きょうの質問は4項目ありましたけど、ほとんどがことしの4月の人事で新しくなられた課長さんの部門だったと僕は認識して、あえてこの項目4つに分けて聞いたわけですから、新しくなった課長さんも一生懸命やろうとしてありますから、今度新しく市長にもなられて、またしっか



りやっつかさどっていただきたいと思いますから、よろしくお願いをしたいと思います。後援会に入れというあれも、お誘いも受けておりますから、ぜひ頑張ってくださいと思います。通告書以外かもしれませんが、申しわけないです。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで14番、藤田光彦議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） 続きまして、1番、岩淵和明議員の発言を許します。1番、岩淵和明議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 1番、岩淵和明です。議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

今回の議会への質問内容は、子供の貧困対策の現状と課題ということで質問させていただきます。一言申し上げておきますけども、なお本会議で補正予算に地域子供未来応援交付金というのが、子供貧困対策のための調査委託費として計上されております。事前に審査に当たらないように留意しながら質問したいというふうに思います。よろしくお願いをしたいと思います。

それで、平成25年、子どもの貧困対策の推進に関する法律が国会で成立し、平成27年8月、閣議決定されています。平成26年7月、厚労省から発表された日本の子供の貧困率は、平成24年の数字で16.3%、6人に1人となっています。うきは市が未来を生き抜く子供たちの現状に対し、予算の編成権限のある市長がどのように子供の貧困対策について考えておられるのか、見解を伺いたいと思います。

2項目設定しております。1点目は考え方、2点目は具体的な施行内容についてということに分けて質問させていただきます。

1点目、子供の貧困対策推進の法律施行に当たって、以下の点について伺います。うきは市の国民生活基礎調査は実施しているのか。また、実施していれば、調査結果を公表しているのか伺いたいと思います。あわせて、子供の貧困について、うきは市の現状と課題について、どのように考えておられるのか見解を伺いたいと思います。

2点目、県の貧困対策との関連を含め、うきは市での教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援などの施策をどのように実施しているかを改めて伺いたいと思います。

以上、2点です。

○議長（櫛川 正男君） （2）も。

○議員（1番 岩淵 和明君） （2）もあつた。（2）まで行きます。済みません。2点目、具体的な施策についての以下の点について伺います。

1点目は、就学援助制度の充実を要望してきましたが、法律の施行と政府による大綱を受けて、

国庫補助限度単価の記載費目のうち、体育実技用具費、それから宿泊を伴う校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費をうきは市の就学援助に追加改正できないか、教育長の見解を伺います。

2点目が、卒業学歴による生活保護受給率が異なると言われていたますが、うきは市での高校・高専に係る就学準備への助成制度創設はできないか、市長の見解をお尋ねします。

3点目、子供の学習支援事業は、生活困窮者自立支援法に基づき、学習と自立促進のために実施しておりますが、今後の課題について見解を伺いたしたいと思います。

それから4点目、スクールソーシャルワーカーの配置を中学校区単位に配置できないか、教育長の見解を伺いたしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの子供の貧困対策の現状と今後について、大きな視点で2点のお尋ねをいただきました。

まず1点目が、子供の貧困対策推進の法律施行に関して、2つの質問をいただいております。1つが、うきは市の国民生活基礎調査についてと、そして子供の貧困についての見解の御質問であります。国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的な事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎試料を得るために実施されるものであります。国勢調査などと同様に、統計法に基づく基幹統計として指定されている我が国の最も重要な調査の一つであり、厚生労働省が昭和61年から毎年実施をしております。調査対象は、全国の世帯の中から統計的な方法によって無作為に抽出をします。具体的には、全国を約50世帯ごとに区切った地域の中から、5,530地域を調査地域として選定し、その選定された調査地域内に居住している全ての世帯が調査対象となります。

御質問のうきは市におきます国民生活基礎調査であります。うきは市内に選定された調査地域が存在する場合は、うきは市内で実施されるということになります。しかしながら、国勢調査のように、うきは市へ調査結果が通知されることはありません。

次に、子供の貧困についてのうきは市の現状であります。生活保護世帯数287世帯のうち18歳以下の児童生徒のいる世帯は32世帯で、就学前児童数が20人、小学生が19人、中学生17人、高校生13人、その他1人です。また生活保護世帯と重複する世帯もありますが、児童扶養手当受給者数340人、そのうち就学前児童数94人、小学生185人、中学生134人、高校生124人です。児童生徒就学援助につきましては、今年度小学校で164人、中学校105人であり、児童生徒の約1割が援助を受けていることとなります。また、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団奨学金を受給している高校進学者は18人となっております。

このような状況の中で、今回の議会におきまして、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業について補正予算を計上しておりますが、本事業では、福岡県子どもの貧困対策推進計画を参考にしながら実態調査を行い、課題を明確にした上で実施計画の策定をしていきたいと考えております。

いずれにしても、うきは市の将来を担う子供の貧困問題は極めて重要な課題だと考えております。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、しっかりサポートしていくことが大事だと、このように考えております。

2つ目が、うきは市での施策の実施についての御質問であります。うきは市の対策につきましては、福岡県子どもの貧困対策推進計画も参考にしながら、今後検討していくこととなります。現在実施している施策につきましては、必ずしも子供の貧困対策のみを目的としたものではありませんが、教育支援、学習支援、生活支援、保護者への就労支援、経済支援について、市としての対応を行っております。

まず、教育支援として、幼稚園児保護者へ幼稚園就園奨励費の支給、小中学生保護者へ児童生徒就学援助費の支給を行っております。これは保護者が申請を行い、教育委員会が決定し、給付することとなります。具体的な支援内容につきましては、幼稚園就園奨励費が幼稚園保育料に対する補助、児童生徒就学援助費が給食費、学級費等の補助となっております。

次に、学習支援ですが、小学生へのうきは市寺小屋事業、中学生への学習支援事業を実施しております。これらにつきましては、家庭学習の習慣化、学力向上を目的として実施しており、希望すれば全員受けることができます。

次に、生活支援ですが、ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施しています。これはひとり親家庭が対象となり、生活援助、子育て支援のために家庭生活支援員を派遣する事業であります。

次に、保護者への就労支援ですが、うきは市社会福祉協議会に委託しております生活困窮者自立支援事業、西日本エリートスタッフ株式会社に委託をしています就労支援事業があります。生活困窮者自立支援事業につきましては、どなたも相談を受けられ、自立相談事業と就労準備支援事業があります。また、就労支援事業の対象者は生活保護費受給者及びひとり親の方でマンツーマンでの職業カウンセリングを行います。

最後に、経済的支援であります。生活保護及びひとり親家庭等への児童扶養手当となります。ひとり親家庭等には自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進給付金があります。また、保育料多子負担軽減についても拡大され、実施しているところであります。なお、児童扶養手当につきましては、第2子、第3子の加算額が本年度8月分より倍増され、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進給付金については、4月より金額及び年数が拡大されております。保育料についても、今年度より年収360万円未満世帯は、子供の人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子は

半額、第3子以降は無償化となりました。年収360万円未満のひとり親世帯については、第1子は半額、第2子以降は無償化となりました。いずれも国の法改正によるものであり、予算措置が伴うものについては9月補正で対応してまいります。その他、総合的な支援として、福祉事務所に家庭児童相談員2名を配置して、ひとり親家庭等の相談を実施しております。

次に、大きな視点での2点目である具体的な施策についてでございますが、議員からは4つの質問をいただいておりますが、まず2つ目の高校・高専に係る就学助成制度の創設についてと、3つ目の子供の学習支援に係る今後の課題について、私のほうから回答させていただき、その後、残りの2つについて、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

2つ目の高校・高専に係る就学助成制度の創設についての御質問であります。高校進学等の公的就学支援制度については、中学3年生の進路相談時に進路指導主事より生徒に対して福岡県高等学校奨学金等の説明や資料の配布を行っています。生活保護受給者等、特に経済的理由により進学が困難な生徒に対しては、福岡県の制度である高等学校等就学支援金、高校生等就学給付金等についての説明を個別に行っております。うきは市独自の高校等に係る就学準備の助成制度創設については、財政面での負担も発生することから、近隣市町村等の状況も見ながら判断することが必要であると考えております。まずは福岡県等による既存の支援制度について、活用促進を図っていければと考えております。

3つ目の子供の学習支援にかかわる今後の課題についての御質問であります。平成27年度末において、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援事業は、うきは市を含めて福岡県の対象都市28市中8市が実施しております。うきは市におきましては、中学生を対象に将来的に生活困窮にならないように、自分の夢を持ちながら学習に取り組み、高校への進学を目指し、その後の進学や就職に結びつけていくことを目的に実施をしています。平成26年度より国のモデル事業としてうきは市社会福祉協議会に委託し、浮羽町では、うきは市男女共同参画センター、吉井町では、うきは市総合福祉センターの2カ所で実施しております。利用者は平成26年度で6名で、高校受験者3名全員が希望校へ進学いたしました。平成27年度は利用者10名で、高校受験者5名全員が希望校へ進学をいたしました。なお、平成28年度の利用者は4月末で14名となっております。この事業は当初どのように生徒へ呼びかけていくか、学習支援を誰に依頼するかが課題でしたが、現在、うきは市教育委員会学校教育課及び中学校と連携し、就学援助費申請時に申込書を配布しております。また、学習支援ボランティアとして、久留米大学の学生からの協力が得られております。

この事業につきましての今後の課題であります。支援を受けても将来を明確に考えることができない生徒が多く見られることや、事業としての支援が高校入学で終了することが挙げられます。高校入学後、中退や不登校にならないように、生徒の自立につながるような支援を継続して

いく仕組みを考えることも重要であると認識をしております。

また、本事業は、中学生を対象にしていますが、家庭学習の習慣化については、小学校のうちに形成されることが重要ですので、小学生を対象としたうきは市寺小屋事業とも連携を図っていくことも重要であると考えております。

さらに、これは全ての国県による補助事業にも言えることではありますが、補助制度が廃止された場合、厳しい市の財政状況の中でどのように事業の継続性を担保していくかについて検討することが重要であると考えております。

この後引き続き、1つ目と4つ目の2つの質問については、教育長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） クラブ活動費、生徒会費等の就学援助の追加改正についての御質問でございますが、現在、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資することを目的に、うきは市就学援助要綱を定めています。その要綱に基づいて、予算の範囲内で支給を行っています。

援助の範囲は、学用品費、入学用品費、修学旅行費、宿泊を伴わない校外活動費、学校給食費、医療費などで、国の定めた単価により支給しています。体育実技用具費のうち、授業で使用する柔道着につきましては、学校が購入し、生徒に使用させておりますので、生徒には負担が生じておりません。

クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の援助を行っている市町村は、県内では筑紫野市、大野城市などが実施していることは承知いたしております。援助費の追加及び拡充につきましては、予算を伴いますので、今後国への財政面の支援要望も含めて検討していきたいと考えております。

次の、スクールソーシャルワーカーの配置についての御質問ですが、児童生徒の問題行動等の背景には、心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っていると考えられます。学校だけでは対応が困難な事例等に対して、関係機関と調整、連携を図りながら、子供を取り巻く環境の改善を図るため、社会福祉等の専門的な知識、技術を用いて、児童生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う専門家がスクールソーシャルワーカーです。現在、毎週水曜日、両中学校においてケース会議を開催し、校内教育相談を行っています。そのメンバーの中に、適応指導教室キーノートの指導員や、本年度から浮羽中校区を対象とした県の中一不登校等対策強化事業のアドバイザーもかかわっています。指導員やアドバイザーについては、以前から子供とのかかわりも深く、また保護者や地域の方とのつながりもあります。

特に指導員については、本年度からスクールソーシャルワーカー的な役割を担ってもらい、4月から家庭訪問等の活動も行っています。指導員や県のアドバイザーの活動、支援等の経過、

結果の検証を行い、今後の中学校区単位でのスクールソーシャルワーカーの配置については、検討させていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 再質問させていただきますけれども、今福岡県の実態、さっき全国調査ということで各自治体的な数字はないということでございますけれども、先般、ことしの3月だったと思いますけれども、山形大学の戸室健作准教授という方がことし3月、総務省の就業構造基本調査というものと厚労省の被保護者調査を使って、各都道府県別の最低生活費、世帯員などに着目して、精度の高い貧困の実態をあらわす資料が出ております。

福岡県は、貧困ライン、いわゆる最低生活以下の収入としている順番の率で高いほうで全国4位、19.9%という。先日もNHKの金曜日だったと思いますけれども、沖縄の29.9というふうな、九州管内で全国の中の3つ入ってるということでもありますね。熊本も10番目ぐらいになってるというふうな数字が出ています。そういう意味では、非常に深刻な事態が進行しているということでもあります。

そこで、5点伺いますけれども、今回の調査についてですけれども、福祉事務所、あるいは教育委員会だけではなくて、そのほか関係する部署、団体等もあると思いますけれども、調査に当たって、特別機関を設置してするのかどうかというところ。

それから2点目に、国が閣議決定された大綱に指標というのが出ております。これは国民基礎調査の中身ではあるわけですが、それと同一の調査を行うのかどうかという問題。

3点目に、これは定期的に行うのかどうか。要するに継続的に行うものなのかどうかということですね。

それから新たに指標として独自に調査を行う項目を考えているのか、それはそれぞれの子供の貧困の状態というか、どううきは市で受けとめているかということの中で独自の項目を設定するかどうかということとイコールの話だと思いますけれども。

それから、5点目に、この結果について、どのように公表していこうとしているのか、そのお考えを伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） うきは市の生活保護世帯数は今のところ横ばい状態であり、児童生徒、就学援助者数も減少しておりますけれども、対象世帯や児童生徒の生活実態が把握できておりませんので、うきは市内における状況が改善に向かっているということは一概に言えないというふうに思います。そういう意味合いも含めまして、今回の6月補正予算で地域子供の応援支援交付金、国の交付金を活用して調査をさせていただきたいということを述べさせていただきました。その調査の計画については、福祉事務所長のほうから答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 福祉事務所長の秦です。5点、質問をいただきました。今回の調査関係部署で特別機関を設定するののかということでございますが、これはまだ予算等も議決されておられませんけれども、議決後には取り組んでいきたいということでお話をしていきたいと思っております。まず庁舎内で検討委員会を設置いたします。関係部署につきましては、学校・幼稚園の関係で学校教育課、青少年の関係で生涯学習課、事務局福祉事務所子育て支援係、生活困窮の関係で福祉事務所の保護係、保育所関係で福祉事務所の保育所係、ひとり親医療の関係で市民生活課国保年金係、税金滞納関係で徴収対策室、乳児健診関係で保健課食育健康対策係、住宅の関係で住環境建設課の建設管理係、また自治協議会の関係で市民協働推進課コミュニティ支援係と、それに実態調査をしていただきますうきは市社会福祉協議会、こういう関係機関で、この実施計画の叩き台等を策定していきたいと。

なお、またその計画に対しまして、別途に策定委員会を設置いたします。これは、うきは市教育委員会の委員さん、民生委員、児童委員さんの代表、あとは保育所、幼稚園、小中学校、高校、企業代表、福祉団体、自治協議会というようなところの委員さんを予定しております。

また、小中学校関係につきましては、うきは市がこういう取り組みをやっているということで、小中学校のPTA、保護者のほうの役員さんのほうにも入っていただきたいと思っておりますのでございます。

それと2番目の質問の指標、どういう調査をやるののかということでございますが、これはこの交付金の関係の調査内容の実態調査を各自治体のほうでやってよいということになっておりますので、うきは市の人は独自に調査をやっていきたいと思っております。

まず基本になりますのが、うきは市の行政資料の関係でございます。生活保護世帯のデータ、また学校教育課が持っております就学援助のデータ、福祉事務所が持っておりますひとり親家庭のデータ用の調査資料といたしまして、子育て支援機関、保育所、幼稚園、小中学校、子育て支援センター、また先ほど申し上げました市役所の子育て関係部署のほうにヒアリング、アンケートを実施するようにしております。その中で行政資料の中では把握できなかった児童生徒も把握をしていきたいと考えております。

次に、子供の分類でございますが、生活習慣改善が必要なのか、健康支援が必要なのか、進学相談なのか、学習支援なのかというような分類をやっていき、実態調査をやっていきたいと思っております。また、この調査の中には、うきは市でそういう支援があるのかと、支援といいますと、勉強を教えるボランティアがいるのかと、これはもう既に久留米大学の学生、あるいはうきは市寺子屋事業で浮羽究真館の方たちという支援があるということです。

定期的に行うかということでございますが、実態調査につきましては、今年度限りで終了をい

たします。

次に、この決定についての公表ですけれども、なかなか実態調査等を公表するという事になれば、ちょっと難しい面も出ております。計画については、ホームページなり公表していきますし、また内容につきましても、市議会の全員協議会の中でも説明をしていきたいと思っております。

ちょっと漏れてある点があるかもしれませんが、以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） ということは、さっきどういう関連の人たちが参加するか御説明されておりましたけれども、貧困となる対象となる家庭の代表というか、そういったことは、どこの策定委員会、検討委員会なのか策定委員会なのかわかりませんが、そこには入らないんですか。それだけ一つ。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所に。

○福祉事務局長（秦 克之君） うきは市には、母子寡婦福祉会がございます。その中からメンバーをと考えてはおりますが、実はせんだって総会の中で参加されてある方たちが、そういう子供さんじゃなくて、もうお孫さんとかの関係ですね。もう実際の母親さんたちが、ちょっと母子寡婦福祉会の総会にお見えになっておりませんでしたので、ちょっとその辺は現在、内部で検討しておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今回、政府が策定するに当たって、そういった方々の参加もいただいて検討してきたという経過もあるんで、一番最先端の住民がいるところでそれを聞かないのもどうかなという思いもあって、そういう方法もあるのではないかということをお願いいたします。もちろん実態がいろいろあると思いますので、そこは考慮しながら進めていただければというふうに思います。

それで、この子供の貧困の問題ですけれども、先ほど6人に1人というふうに言ったんですけども、その数がふえているだけではなくて、所得の金額についても、いわゆる生活の水準がずっと下がってきているということも背景にある。平成9年、1997年ですけれども、その中央値というのがありますけれども、それが297万であったものが、貧困線という、貧困率のところになる所得がその半分の149万という実態だった。それをピークにしてどんどん下がってきた。さっき言った平成24年のデータでいきますと、中央値が244万、そして貧困線の所得が122万ということになってます。



減少したこの時期というのは、労働者派遣法、さっきの審議の中であったと思いますけれども、質問の中にもあったと思いますけれども、労働者派遣法が改正され、業種が26業種に拡大してきた時期と符合するんですね。で、勤労者の雇用形態の変化と密接な関係があるということがあって、根本的には雇用形態だけではなくて地域の最低賃金の問題、それから同一労働、同一賃金などの政治が果たさなければならぬ課題というのはそこに含まれているということが実態として見えると。

さらに、この国民基礎調査の中でありましてけれども1世帯当たりの賃金依存率、稼働所得っていうんですかね、全体で、調査した全体の中で72%、収入に占める、収入の中で実際に働いて得る収入の比率が72%、児童のいる世帯は91%、それから母子家庭は73.5%と。母子家庭はまたいろいろな助成があるということもあって、そういうことだと。

ただ社会保障給付などの制度がいかに低いかというところがそこにあらわれており、いわゆる再分配の比率が非常に低いというのがこの日本の特徴だということですね。つまり、子供の貧困問題は、ひとり親だけの問題ではなくて、1世帯当たりの所得構成、賃金依存率がとても高いということなんです。仕事を単一じゃなくてダブルやトリプル、それをして子供を育てている。生きるか死ぬかの境遇に置かれている貧困世帯の実態が、この間、テレビ・マスコミ等で取り上げてるのは御承知だと思います。最近では、突然の災害等で職を失ったり、あるいは災害孤児になったり、改めて支援の制度化が求められている課題でもあるというふうに思います。

先ほど言いました、再分配制度が低いと申し上げましたけれども、OECDの加盟国で社会給付の平均は4.7で、高いのは、例えばスウェーデンとかというところで六、七%とあってあるんですけども。日本は6年連続最下位の3.5%です。

そこで市長に伺います。この今言ったような給付のおくれという実態について、改めて認識を、改めて確認していただいて、そういったところに具体的に具体策を図る必要があるかどうかという認識がおありかどうか。それからそのことが喫緊の課題であるかどうかということについて、どう考えられているかお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 我が国の貧困率については、世界的に見ますと、特に先進国の中でも非常に率が高くなってきているという課題があります。そういう課題を受けて、政府のほうも平成25年6月26日に、子どもの貧困対策推進法という法律ができました。その後、生活困窮者自立支援法というのが昨年の4月から施行されております。そして昨年の12月には、内閣府のほうで子供貧困対策会議の中でひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトというのを立ち上げまして、今回の補正予算についても、地域子供の応援支援交付金、10分の10でございますが、それを受けて取り組もうとしております。非常にこの貧困対策、特に、とりわけ子供の貧困

対策というのは重要な課題だと、こう思っています。いつも言われている負の連鎖というのがあります。貧困が学力の低下をもたらして、そのことが進学や就職にも不利に働いて、大人になったとき生まれた家庭と同じように経済的に困窮する負の連鎖、これを断ち切ることってというのは、非常に行政に課された課題だと、このように思います。

そういう中で政府のほうも、税と社会保障の一体改革ということでずっと消費税8%、10%ということで、連動しながら消費税の増税は全て社会保障に充てるということで進めてまいりましたが、今回10%の引き上げが1年半先送りになりましたので、当初、政府が予定していたおりの社会保障が進むのか、ちょっと非常に重視して見ていかなくてはいけないというふうに考えておりますけれども、しっかりしたこの現実、うきは市内の現実をしっかりと把握しながら、そういう、特に子供の貧困対策、負の連鎖が生じないようにしっかりしたフォローをしていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 市長の答弁、前段でおっしゃってたんでその辺はわかっています。私が聞きたかったのは、社会給付が低いんですよということ。で、喫緊の課題であるかどうかということについては答えてくださいというふうに言ったんです。でも、それはいいです、もう、答えなくて結構です。そのことに答えてほしいということです、私が言いたかったのは。

それから、そしてうきは市はルネッサンス戦略というのを具体化しております。戦略を策定する前提となる人口ビジョンというのがあります。15歳以下の年少人口の減少が推計をされて、現在は13%程度の年少人口を、市民の意向を踏まえた目標的な水準として16%を位置づけて、人口減少を抑制するための各種施策を行うというふうにはビジョンでは設定しております。

人口流出もそのデータが出ております。福岡、久留米、日田、朝倉、大刀洗が上位ベスト5です。さらに45歳までが転出超過の状態であります。ちょうど子育てと符合するというふうに見えるのがあります。

ルネッサンス戦略では、ワークライフバランスについて、講演会、出前講座、相談などの事業を通じて推進を図るということで、KPI、参加数ということで設定されております。これらのことについては、親の子育ての自覚等と仕事の仕方に責任というか、自覚を促すということも含めてですけども、社会的な事業所との関係もありますけども、そういうことを単に求めるだけではなくて、うきは市での雇用状況の実態の問題とか、そういったところを探る視点からも、次の取り組み課題が見つけられるように、ぜひそのKPI数字だけにとらわれるのではなくて、そこから何を学びとるかということを少し設定してほしいなという、これは私の意見であります。それに答えを求めるものではありません。

ただ、そのルネッサンス戦略では、理想の子供を持つための環境整備ということで意識調査が

載ってます。複数回答ですので、多い順から、ワークライフバランスについては48%、保育料の引き下げは27%、高校生までの医療費無料化が24%、学校教育費の引き下げ24%、それからあと大学に対する奨学金19%続いて、あとずっと細かいのがあります。ただ医療費の無料化については、中学校・小学校に対する要望、就学支援については、出産一時金だとか、児童生徒に対する給付の要望とかであります。いわゆる出産から大学まで、子育てに対する支援の希望する姿が見えております。子供の貧困対策を計画するに当たって、これらの意見を反映できるようにまとめ上げるということを要望しておきたいというふうに思います。

時間がないので、次の具体的な質問はしなきゃいけないので改めてします。就学援助については、3会費のことを前回12月議会で取り上げましたけども、西日本新聞にこの前、5月30日付、載りました。全体215教育委員会のうち、基準を定めていない、あるいは非公開、曖昧、状況で判断だということで、残念ながらうきは市は基準額を定めていないために一覧への記載がありませんでした。うきは市のホームページには、目安として収入で221万5,999円、所得で137万未満と記載しています。これはうきは市の基準額と、理解すればよろしいんでしょうか。確認します。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（内藤 一成君） 学校教育課の内藤といいます。それで結構でございます。一応新聞に公表されてあります分については、標準世帯で計算をしております。うちのほうで標準的なもの、給与等に直せば、両親と子供2人でいけば、課税所得で約170万円程度が非課税になるかと思えます。

アンケートの結果の報告についてが、そんなふうに回答をしておりませんでしたので市町村名が出てないというところになります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 子供2人で170万ぐらいということですね。で、うきは市のほうは、さっき市長からの答弁の明細の中で、就学援助について1割程度ということで回答がありました。福岡県の平均22%ぐらいあります。

何でこんなにうきは市が少ないのかということでございますけれども、学校の入学時、あるいは進学時に説明を行っております。その説明書には基準額は示されてませんですね。要は、もう一つ言えるのは、そういうものをきちんと明示するべきではないかという問題と、援助対象世帯について、逆に調査できることも可能だと思うんです。ほかよりも半分になってるわけですよ。福岡県全体からすると半分になっているので、その数字が本当にそれで妥当なのかどうか、

なぜ少ないのか、教育長、答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） まず、数値、あるいは具体的な周知につきましては、先般の議会で議員より御指摘を受けておりましたので、ホームページ、あるいは通知方法について改善を図ったところであります。しかし、御指摘の点もございますので、さらに改善を加えたいと思います。

それから、なぜ少ないのかということにつきましては、基準とのかかわりがあるのではないかと思います。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 先ほど具体的な項目として、今回要望も出させてもらいましたけれども、近隣の実態調査を前回の質問ではした上で、検討していきますというふうにお答えいただいております。宿泊を伴う校内活動費を実施している自治体は、福岡県では、それを支給しているところが多いんですね。少ないところが6カ所か7カ所、そのくらいぐらいだと思います。それから、日田市については、3会費、PTA、クラブ活動費、それから生徒会費等については支給している。また久留米市は、学用品費が小学校1年生と、2年生から6年生の金額が違います。当然、中学校も1年生と2年・3年の金額が違っております。そういうふうになってます。うきは市は全部小学校、中学校、学校は違いますが、1年生、6年生、同額です。そういったものに差がある。このように、国の基準があって、そして各自治体が運用するに当たって、このような差が実態として生まれているんです。それがこの前の西日本新聞の中身なんです。さっき市長がおっしゃいました。生まれた地域によって国の制度の運用が異なる実態が存在するんです。これでいいんですか。もっと子供たちを守る環境を整備することに真剣に取り組む姿勢が必要ではないですか。実行はできませんか。

前の検討する、近隣の自治体、検討するって言いましたけれども、どのように検討したのか、財政負担も含めて、ちょっと時間が足りないんで、手短にお願いしたいと思いますけれども。どのように検討したか、試算されたのかどうかも含めて、回答をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 先ほど御指摘の中で、うきは市は御存じと思いますが、国の定めた基準に従って支給をいたしております。その結果、議員が御指摘のような状況になっておるところでございます。

具体的な前回の質問を受けての対応につきましては、学校教育課長のほうに答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（内藤 一成君） 3会費については、前回の質問でありましたけれども、日田市とかいろんな部分の調査をいたしました。ただ県内で支給している市町村はまだ少ないという状

況はあります。いろんな学用品等、いろんな部分については、制服等も含めて、実際どれくらいかかっているのかは、制服等については調査をいたしました。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 小学校の例ですけれども、やはり今学校の中に事務室のところに使い古しのやつを置いて、リサイクルして使えるようなことも含めて実際はやっているということですよ。そういう意味では、そういう現場のところの実態も踏まえて、国が制度として本来設けていることなんですね。確かに交付税措置の仕方が変わってきました。変わってきましたけれども、実際に国の運用として、制度としてきちんとあるんだ。そのことをやはり同じ国民、さっき再分配の話をしました。再分配の低い理由はそういうことの一つ一つの積み重ねなんだと。それが3.5%のことなんですよ。そのことに思いをはせて具体的な行政を執行していく、それが大事な点ではないかなと私は思っております。

先ほどもう1点申し上げたかった、もう1点ですけれども、ルネッサンス戦略の話になりますけれども、本気で転出抑制を実行しようとするれば、その件でも子育て世帯っていうんですか、そういったところに、実際に充足できているのか、アンケートでも出ているいろんな意見、そのことによりよい制度を求めていくという視点を、市長は先ほど喫緊の課題ということも含めて、重要な施策だというふうに言葉ではおっしゃいますけど、予算編成権を持っているのは市長しかいないんです。市長に改めて答弁を求めますけれども、本気でその抑制策を実行しようとしているのかどうか、お尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 基本的に我が国の社会保障の充実というのは、どちらかというとナショナルミニマムというか、国家がやるべきウエートが大きいというふうに思っています。そういう中で、昨今我々自治体の課題としまして、乳幼児の医療費の問題、あるいは保育料の料金設定の問題も、何か市町村間の競争であおっているようなところがありますが、こういうのは本来国家がやるべき話ではないかと、こういう視点で九州市長会、あるいは全国市長会の中でも声を上げて今お願いをしているところが多々あるということでもあります。

それからもう一つ、ルネッサンス戦略であります。この出生率を上げること、あるいは社会減を減らして、むしろ社会増を目指すことというのは、本当に大きな課題であります。

そういう中で社会保障の充実であったり、子供子育てにどれだけ真剣になっているかというのは、本当に大きな要素になってるところであります。議員が指摘されているのは、比較的経済的に厳しい状況に置かれた家庭の中の指摘でもありますけれども、ルネッサンス戦略がもっとトータルな世界で出会い、結婚、出産、子育て、そのなどその夢が持てるような施策をとということで、トータル的にこうやっておりますんで、そのトータル的な中のバランスの中で、そういう経済的

に非常に厳しい状況に置かれている人に対して、どこまで手を差し伸べることができて、そしてこの地を後にしないというか、逆にこの地に訪れてくるような、そういう政策というのは総合的に考えなくては行けないと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） そういう意味では、先ほど言いました就学援助とか、いろんな制度、児童生徒に対する、あるいは幼稚園児、あるいは就学前と、乳幼児も含めてですけども。それに関するうきは市の子育てに関する条件という意味では非常に厳しいものがあるというのは、お母さんたちが寄り集まるとそういう話題にもなるというふうにも聞かれます。そういう意味では、暮らし、そういう子育て、貧困の問題もそうですけども、そういった子育てに対するやっぱりきちんとした積み上げ方の問題、何と何が足りなくて何をどうするのかというところを優先順位をつけて、とにかく実施していく。もちろん貧困対策は、憲法に保障された生活の基本ベースの問題ですから、それはそれとしてきちんやりというのは当然ですけども、それにまだ追いついていない、逆に言えばですね。そういうことの実態だということをきちんと理解いただければと、理解した上で施策を実行するようにお願いをしたいと思います。

そういう意味で、学習の問題、就学準備に関する奨学金の問題でもありますけども、これは貧困の連鎖の話、さっき市長がされてましたけども、大学卒の方が貧困になる確率は7.7%、それから高卒者は14.7%、中卒者、高校中退も含めてですけども28.2%、これは厚労省の援護局が出している数字であります。そういう意味でも、さっき言ったように、就学に対する支援というのも、今市は独自にしていない。育英会みたいなところとか、幾つかの成績優秀な方に対する支援などもあることはあります。ただ、先ほど言いましたように、ルネッサンス戦略の中にも大学に学ぶための援助をしてくれというのが出てるわけですよ。そこに着目しないでどこに着目するのもよくわからない。正直言って、そういった声をやっぱりきちんと政策に反映できるように、今すぐそれやれっていうことじゃないですけど、それを優先順位の課題の中にきちんと位置づけてほしいということを重ねて要望しておきたいと思います。

それから、スクールソーシャルワーカーの件ですけども、先ほど教育長がスクールソーシャルワーカーを兼ねて指導員するとおっしゃっておいりました。たしかにスクールソーシャルワーカーの仕事の範囲っていうのは非常に大事であります。家庭内の問題がより複雑化している現実の中で、やはりそれを一つ一つピンポイント的に対応していくという、非常に大切なことであります。今回の大綱の中にも示されているとおりに、そういった支援が、国からの支援も含めて、あるいは県からの支援かもわかりませんが、具体的に措置していかなければならないというふうに思います。

ただ、今学校現場のところでも貧困というふうに必ずしも定義できないところもありますけど

も、相談員及びスクールカウンセラーの問題とか、幾つかやっぱり支援しなきゃ、この貧困の対策に取り組む以前の話として、実をいうとそういった問題抱えているんだって。それがまだまだ不十分であるという状態の中で、貧困に対する対策も実行しなきゃならないという状態になってるということを、大変厳しい中ではあるんですけど、ぜひスクールソーシャルワーカーも含めて、私は今、中学校区単位というふうなことで申し上げておりますけれども、最低そういう予算措置も含めて、お願いをできないかと。権限を持っているのは教育長なのか市長なのかわかりませんが、最後に一言、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） スクールソーシャルワーカーにつきましては、今から5年ぐらい前に県の事業として試行的に導入いたしました。そのときに両中学校校区、ざっと言いますと1日の派遣でしかなかったものですから、十分機能できなかったと、そういった反省も踏まえながら、先ほど申し上げたような、今回からの県の事業のアドバイザー、週3日ほど家庭訪問もしていただいています。それから先ほどの指導員の方の活用ということでやっておりますが、これは私としても暫定的な措置だと思っておりますので、こういったことをしっかり検証して、そういったスクールソーシャルワーカー等の配置を検討していきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） この間の多くの事例は、貧困が内在するということが多いと言われてます。そういう意味では、教育の機会均等などもありますので、社会的な財産としての環境を整えることに努力を重ねてほしいし、質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで1番、岩淵和明議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。再開は15時30分より再開いたします。

午後3時13分休憩

.....

午後3時30分再開

○議長（櫛川 正男君） 一般質問を再開します。

次に、13番、三園三次郎議員の発言を許します。13番、三園三次郎議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 一般質問の許可をいただきましたので、まち・ひと・しごと創生の総合戦略の成果、下水道事業は赤字運営改善方策、上水道事業の三原則及び事業経営の基本原則、以上の3点について、高木市長に質問をいたします。

第1点の総合戦略の成果については、地方創生戦略の第1目標は、人口減少を食い止めて地方活性化を図ることでありましたが、27年度の成果はどうなっていますか、お尋ねをいたします。

第2点は、総合戦略の策定は、県下で一番早かったとの自慢でありましたが、平成28年度の目玉となる事業を挙げれば、どんな事業が該当するものでしょうか、以上2点について、高木市長の率直な答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、まち・ひと・しごと創生の総合戦略の成果について、大きく2点の御質問をいただきました。

まず1点目が、うきは市ルネッサンス戦略における平成27年度の成果についての御質問であります。本市の地方創生にかかわる事業につきましては、平成27年9月議会で御承認をいただきましたうきは市ルネッサンス戦略に基づき進めているところでございます。

御存じのように、ルネッサンス戦略では、1つ目が、うきは市の資源活用と新たな雇用の創出、2つ目が地域コミュニティの再生と都市部からの人の呼び込み、3点目が結婚から子育てを経て、生涯夢を持ち、生活することができるうきは市、4点目が、時代に合ったうきは市の地域づくりと広域的地域間連携を、この4つを基本方針に掲げているところでございます。平成27年度の事業につきまして申し上げますと、まず地方創生先行型交付金、基礎交付分の事業として農業生産法人うきはレインボーファーム立ち上げに対する補助、特産品開発の推進、創業支援、屋形古墳群整備のための基本調査等を平成26年度の3月補正予算を全額繰り越して実施したところでございます。

また、平成27年度9月補正により、地方創生先行型交付金上乗せ交付分の事業を実施しております。これにつきましては、先駆性の高い事業を対象とするタイプⅠと、平成27年10月までに地方版総合戦略を策定した市町村に交付されるタイプⅡがでございます。

まず、タイプⅠの事業として、地理的環境分析に基づく農業等の戦略的ブランド化プロジェクト、いわゆるうきはテロワールプロジェクトを実施いたしました。同じくタイプⅡの事業として、新規就農モデル経営総合支援事業を実施したところでございます。

タイプⅠの事業である地理的環境分析に基づく農業等の戦略的ブランド化プロジェクトにつきましては、うきは市の農産物の付加価値を高めるための地理、地形、土壌、気候、水質等の総合的な調査を行い、うきは市の農産物のブランド化を図る上での基礎資料とするために実施したものでございます。

タイプⅡの事業である新規就農モデル経営総合支援事業は、地方創生先行型交付金基礎交付分の事業で実施したうきはレインボーファームに対するソフト面での研修体制の支援強化をしたものでございます。具体的な取り組みとして、現在2名の研修生が堅実に育つよう研修の充実を図り、募集やPR体制を強化し、今後も新規就農希望者の受け入れが継続されるよう支援を行ったものでございます。



うきは市の地域資源であり、基幹産業である農業分野を活性化し、農産物のブランド化、6次産業化、高付加価値化を進めることによって、新規就農者の関係産業従事の増加を図るものであります。

以上が、平成27年度におきます地方創生に係る主な事業になりますが、うきは市ルネッサンス戦略の4つの基本方針のうち、うきは市の資源活用と新たな雇用の創出に関する分野を重点に取り組んだところでございます。

地方創生が目指す地方都市における人口減少の抑制を図るためには、人口の社会増と自然増にかかわる施策を同時並行で進める必要があります。今後は、自然増を支える出生率増加のための子育て支援である、「子は地域の宝プロジェクト」や、教育力の向上を目指す「うきはっ子夢・学力向上プロジェクト」等について、積極的な展開を図る必要があると思っております。

次に、2点目の平成28年度の地方創生の目玉事業についての御質問であります。現在、地方創生推進交付金を申請中でございますので、予算が確定しております平成27年度の繰り越し事業であります地方創生加速化交付金に係る事業と、平成28年度の当初予算に計上した地方創生関連事業の中から述べさせていただきます。

平成28年度の地方創生にかかわる事業につきましては、うきは市にとって、すべての事業が目玉であり、大切な事業であると思っております。加速化交付金事業として実施しております2事業、すなわち、うきは地域総合商社設立による外貨を稼ぐ地域づくり及び創業支援による仕事づくりプロジェクト及び地理的環境、歴史的環境を生かしたブランディング戦略に基づく地域農業のイノベーション事業、そして平成28年度当初予算で上げました総額1億7,172万円の地方創生関係事業の全てが、うきは市にとって大事な事業であります。

また、さきに申し上げましたが、今後、地方創生推進交付金の申請を行う予定であり、関連予算について、今回の6月補正予算として上げさせていただいておりますが、これらにつきましても、うきは市にとっても大事な事業であります。御質問は、目玉事業は何かとの御質問ですが、うきは市にとっては全てが重要な事業であり、これら複数の施策を政策連携的に実施することにより、実効的な成果が生み出されるものと考えております。うきは市において、地方創生を実現するためには、予算に計上した事業について、全力で取り組まなければならないと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） いろいろ申し述べられましたがね、いわゆる国が策定を求めた総合戦略は、人口減少を食いとめる施策をまとめた総合戦略を策定しなさいということやったんですよ。人口減少はどうなりましたでしょうか。第1年度ですよ、あの平成27年度。答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 平成28年4月1日現在といいますか、直近1年間のデータとしましては、出生数については、おかげさまで対前年度を7名増加をしておりますが、ただ死亡者がかなり、34名ほど対前年度を増加している状態になっておりまして、あわせますと、自然減という状態は続いております。

もう一つの社会増減でございますが、転入が831名、対前年度比でございますが、転出がそれを上回る1,040名ということで、今なお社会減に陥っている状態がございます。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） ということは、ひとつは人口減少に歯どめはかからなかったということですか。依然として人口が減っている。せつかく総合戦略を立てながら、その効果があってないという証拠でありますよ。このまま続けとったら、ますます人口は減少することは明らかであるわけです。

例えば、平成17年から見てまいりますと、17年と18年比べますと、1年間の減少数が327、それから19年が307名、つまり300人程度の減少だったんですがですよ、27年度の場合は400名超えて人口が減ってるということなんですよ。ただ地方戦略を県下で一番早く立てましたというけど、内容がなってないということなんですよ。つまり、内容が伴ってないから人口減少に歯どめがかからないということであるわけ。

今、戦略のことが話されましたが、うきは市ルネッサンス戦略の基本的な考え方というのは、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにすると、まずこれができてないわけですよ。

それから2番目にですよ、地方への新しい人の流れをつくる。確かに道の駅、あるいは耳納の里では、要するに都会の方が流れてありますけれども、定着ができてないということなんですよ。

それから3番目に若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。4番目が、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するというのが基本的な考え方でルネッサンス戦略というのがやられたわけでありましてよ。

そして、今市長が答弁されましたように、1番が、時代に合ったうきはの地域づくりと広域的なうきは市の資源を活用と新たな雇用の創出ということですが、雇用の創出はできたんでしょうか、27年度は。これについて、調査がなされたんだったら答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 地方創生は昨年春から取り組みまして、ほぼ1年が経過をしております。いろんな事業に着手をしておりますが、それが即人口に反映されればよろしいんですが、なかなか事業によっては長期的時間がかかることもあるということは十二分に承知をいただきたいと思います。この1年間振り返ってみても、例えば吉井町の鷹取地区に新産業団地として福岡県によ

る事業の事業化というのが相成りました。そういう話であったり、あるいは今年の6月19日にうきはレインボーファームを設立いたしました。JAにじと共同出資であります、そういう取り組みもさせていただいております。

さらには、ことしの4月、待望の国の機関である農林水産省の機関がうきは市内に事務所を構えていただくこともできました。それから、今要するに創業支援に力を入れているわけなんです、今年の5月20日には、国の法律で産業競争力強化法という法律があるんですが、それを踏まえたうきは市創業支援事業計画が国の認定を受けたところでもあります。

そして、昨年秋口には、11月ですか、うきは市の商工会、これは私も行政が連携をしまして、経営発達支援計画という国の計画、経済産業省の計画であります、県内ではトップで、うきは市を含めて5カ所が認定をされたという、いろんな事業に手をつけております。

議員御指摘のように、その事業が即あしたから人口がふえれば、一番よろしいんでしょうけども、こういう大きな事業に着手をします、もう少し長い目で見ていただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 鷹取工業団地は、確かに県が進めてありますからね、これができますと雇用の場が確保できますけれどもですよ、このルネッサンス戦略というのは計画期間が27年度から31年度までですよ。そんな悠長なことは言っておりませんよ。やはり毎年毎年が真剣に取り組んでいただかなきゃですよ。結局あつという間に5年間で過ぎて、何もできなかった、絵に描いた餅になったということではどうにもならないわけですよ。

時間がありませんから、次の第2点に進めますけれどもね、平成28年度の目玉となる事業を挙げればどんな事業がありますかということでお尋ねしましたけれども、いろいろと述べられました。

実は、こういう冊子を市役所もとってお持ちでしょうか。日本経済新聞社が出してあります日経グローバルという冊子なんですけどね、この5月2日号に、いわゆる地方創生関連事業の全国のもので載ってるんですよ。これに載ってるうきは市の目玉事業というのは、恥ずかしいような事業ですよ。ここにうきは市分というのが出てありますがね、一押し事業プロジェクト名ということでありますが、うきは市が回答しております事業は、伝統的建造物群保存地区内の建築物監視を行う者への補助金ということで3,900万円、それから、モデル校2校で6年生がタブレット端末を授業で活用200万円、この2つだけですよ。全国の812の市の中の目玉事業というのが2つずつ書いてあるわけ。これで人口増加を図るということですが、これ誰が日経新聞の調査に投書したんですか、こういう事業をやりますよというのを。これしか載ってないんですよ、うきは市のやつは。

だから、内容をずっと調べますとね、例えば農業者の所得向上のためには販売網が必要なんで

すよ。つまり、農家の方々は生産しても販売の仕方を知らないわけなんです。したがって、行政が主体となって道の駅をたくさんつくっているでしょう、全国ですすね。なら、今度のこの中でも、道の駅の整備というのが11市で100億500万の予算が組まれてありますよ。100億ですすね。それから移住支援、あるいは人口減対策というもので、52の市がいろいろ事業を出してあります。多いところは、移住して家を建てたら200万の補助金出しますというところもありますよ。全部で52市で76億2,100万という予算が組まれてあるわけですよ。

このように、人口を何とかふやそうということで一生懸命になっている。ところが、うきは市の場合は人口増につながるような事業をやってないわけ。やってるけれども、まだ先のことだと。31年までの5カ年計画ですから、5カ年なりの要するに人口増を図ってもらわなきゃですよ、つまり5年しますと、また国勢調査が行われますよ。そしたら、国勢調査のときに、また人口が2,000名も減ったらどうなります。今度は2,100名減ったでしょう。22年の国勢調査から27年の国勢調査、つまりこの5年間で2,100人減ってる。ところが27年だけでも1年間に422名の減ということですよ。一番多いんですよ、この12年間で一番多い人口減少率であるわけです。

したがって、人口増加のためにはいろんなことをやってるわけですが、これは柳川のいわゆるホテルの記事が先だって新聞に出ましたでしょう。柳川市ルートインジャパンのホテルを誘致協定したということですね。これ1億円市が出してるわけですよ。この建設費は12億円ということですよ。12億円だけれども、柳川市では、いわゆる観光に力を入れてありますけれども、ホテルがないと泊まる場所がないということで、現在では大体600人しか泊まれないから何とかそういう宿泊施設を誘致しようということで、東京の業者を誘致して、この誘致によって1億円出して、さらに雇用奨励金が1,500万を支給しますけれども、市内から60人を雇用する方針が明らかになってありますよ。

このように、やはり働く場がないことには、どうしても残れません。つまり、ほかに職を求めなきゃならんということになりますから、せつかくルネッサンス総合戦略を立てながら効果が上がってないという実態をもう一遍認識して、つまりこの実践に向けての取り組みを早急に樹立していただきますようお願いして、次の質問に移らせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 答弁いいですか。

○議員（13番 三園三次郎君） 答弁、いいです。

第2点、下水道事業の赤字運営改善方策について質問をいたします。下水道事業は、合併以降、毎年一般会計から多額の繰り入れをしないと運営が成り立たない状況であります。監査委員が毎年出してありますこういう監査の意見書を見ますと、そこに書いてありますように、つまり各年度の財政健全化審査の結果では、前年度と同じように資金不足は生じていない、是正改善を指

摘すべき事項は特にないという、そんな文章が並んでいるわけですよ。毎年赤字が出ておって、何で改善指摘事項がないんでしょうか。これは監査委員に聞かなきゃなりませんけれども、監査委員は質問状出してありませんから、おいて頂いてありませんけれどもですよ。したがって、そういう意見書が提出されていますが、本当に資金不足が生じていないのであれば、一般会計から多額の繰り出しはしなくてよいはずであります。

昨年度の決算資料を見てもみますと、26年度の営業収益3億3,964万7,527円ということで、25年度と比べますと、2,276万2,661円ふえてあります。営業収益はですよ、営業収益ふえてあります。その営業収益というのは、使用料収入が3億3,894万4,352円に対して、前年に比べると2,259万2,886円ふえてあります。

ところが皆さん方が営業費というのをごらんいただいておりますか。26年度の営業費は5億2,649万5,000円ですよ。つまり、営業費から営業収益を引いても、赤字が1億8,684万7,473円、これが26年度の結果ですよ。成果表を見てください。あるいは決算書を見て調べてください。決算書から調べたんですから。このように赤字が出てるとというのは、実態であるわけですよ。そして、汚水処理単価ですけども、平成25年が1トン当たり219円飛んで4円だったんですけど、平成26年度は227円ということで、処理単価が上がっております。

このように処理単価が上がるということは、やはり経費がかかっているということなんですよ。収入の割には経費のほうがかかっているということでもあります。したがって、その原因を、つまりつかんでいただいて、改善すべきところは改善を図っていただかなきゃなりません、次の3項目について、市長の答弁を求めます。

下水道事業は毎年度赤字なのに、監査委員の意見書は、「資金不足は生じていない、改善指摘事項は特にない」であります、下水道事業の現状をどう解釈されてあるのでしょうか。現在の下水道事業の赤字について、御見解を賜りたいと思います。

それから2番目に、終末処理場の場所の選定によっては、無駄な施設の設置や経費の負担が生じてありますが、総合的な点検及び金額の試算はされてありましようか。その改善点及び必要経費について、答弁をお願いします。

それから3番目に、平成17年の合併以来、一般会計から下水道特別会計への繰入額は幾らになってあるのか、また接続所帯数に換算すると、1所帯当たり幾らになるのか、試算ができてあったらお願いしたいと思います。

以上、3点について市長の答弁を求めます。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま下水道事業の赤字運営改善方策について、3点の御質問をいた

だきました。

まず1点目が、下水道事業の運営状況についての御質問であります。下水道使用料金等の収入だけでは事業経費を完全に賄うことができないことから、一般会計から下水道特別会計への繰り入れが必要な状況となっております。また、下水道の整備事業費に係る企業債権償還金及び支払利子等も事業費として発生しますので、繰入額がその分多くなっているのが実情であります。償還金は長期的に返済していくことから、しばらくはこのような状況が続くと考えておりますが、下水道工事はほぼ完了している状況でございますので、今後は返済額も減少していくこととなります。

なお、企業債権償還金及び支払利息につきましては、特別交付税の措置がありますが、下水道事業の経営安定化に向けては、接続率の向上等による増収が不可欠でありますので、一段の経営努力を図ってまいり所存であります。

2点目が、終末処理場の選定についての御質問であります。汚水処理につきましては、平成5年度に策定された福岡県全域汚水適正処理構想により、各市町村が公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽等の区分分けを行い、これに基づき、事業を推進いたしております。この構想は七、八年ごとに改定を行っており、福岡県においては、本年度福岡県汚水処理構想として構想の改訂版が策定される予定となっております。

この構想の中では、県内の市町村における構想を反映させることとなっているため、うきは市におきましては、昨年度農業集落排水事業の高田・今泉地区及び特定環境保全公共下水道事業の屋部処理区を吉井処理区に統合し、施設管理費、維持費を削減することを盛り込んだ、うきは市汚水処理構想を策定したところであります。今後は、事業計画の変更、実施設計等、県の指導を受けながら農業集落排水事業の公共下水道への編入手続、両処理施設の用地費、建設費の残存価格に応じた補助金返還等の協議が必要であります。現時点におきましては、具体的な金額の試算まで行っていない状況であります。

3つ目が、一般会計からの繰入額についての御質問であります。平成17年度から27年度までの繰り入れ合計額は57億3,650万円を繰り入れをしております。接続世帯数6,774世帯で割りますと、1世帯当たり84万6,840円となります。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 監査委員の資金不足は生じない、あるいは改善の指摘事項は特にないという、その解釈についての答弁ありませんでしたが、どう考えられてあるわけですか。

このように一般会計から繰り入れないとやっていけない現状をです。答弁、お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員は今一般会計からの繰入金を指して指摘されていると思いますが、

一般論で申し上げますと、下水道事業はサービスを供給する事業でありますので、受益者負担の原則は維持されるべきものでありますけれども、全国どこの下水道でも達成しなければならない水準、つまりナショナルミニマムとしての考え方があって、国の補助金や地方自治体の一般会計からの繰入金の措置、これは結果的に特別交付税ではね返ってきます。そういう国の補助事業があるということをしっかり御理解をいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） それじゃですよ、今の27年度までの一般会計への繰り入れが、57億という回答がありましたが、実は26年度までで50億9,950万円の繰り入れやっとなつたんですよ。そして、27年度、まだこれ決算出ておりませんが、7億500万の繰り入れ、これ合わせますと、58億4,500万になりますけれども、27年度、決算終わっていないからこれ入れられませんけれども、入れましたらそういう勘定になりますが。じゃあ、交付税でどれだけ来ているわけですか、これに対してですが。交付税で来てありますからということですから、交付税でどれだけ、いわゆる国から交付されているわけですか、補助金が。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御案内のように、一般会計からの繰り入れは、基準内繰り入れと基準外繰り入れがあります。下水道事業特別会計におきましても基準外繰り入れも行われているのが実態であります。先ほど申し上げました国のナショナルミニマムとしての一般会計繰り入れの措置、総務省が行っている措置については、基準内繰り入れが特別交付税へのはね返りになります。ただ残念なんです、普通交付税についてはしっかり積み上げて申請して、それなりの数字が交付されてきているわけなんです、特別交付税については、国のほうが内訳をきちんとした数字を示しておりませんので、我々としては全て基準内繰り入れについては、特別交付税で面倒見ていただいているというふうに承知をしておりますけれども、具体の数字がどうなってるかというのは厳格に申し上げることはできません。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） じゃあ、何も国から、一般会計から繰り入れてるから国が見てくれてありますというのは言えんじゃないですか。幾ら入ってるかわからんということですよ。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） いや、議員の御指摘は、一般会計の繰り入れがあたかも全額赤字だという御指摘でしたので、しっかり事実を申し上げただけであります。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 一般会計から繰り入れないと、返済もできないような状況が実

際なんですよ。一般会計から繰り入れをしないことには当然資金不足なんですよ。皆さん方は資金不足じゃないと、こうやってありますけれどもね、資金不足だから一般会計から繰り入れているわけですよ。したがって、ここ何年間を見ても、平成23年度が5億1,000万ですよ、繰り入れが。平成24年度が5億3,000万、それから平成25年度が5億3,600万、そして平成26年度が6億3,000万という金を繰り入れているわけですよ。最初は4億ぐらいであったけれども、年々この繰入額がふえてきているということは、やはりせつかく下水道処理で料金いただいているけれども、それでは賄えないということなんですよ。したがって、無駄があるということを私は申し上げたいんですよ。

どんな無駄があるかという、まず浮羽の処理場ですね、あれは皆さん方が意図的に今の中鶴が全体的低いような資料を出して場所も選定やったでしょう。中鶴が一番場所が低地にあって便利ですよって。ここが一番経費がかからんですよってことで場所の選定やってるわけです。

ところがそうじゃないでしょう、実際はですよ。一番低いのは、やはり畑田のあの県木材センターのあったあの西側ですね、あの2町歩のあのところが一番低かったんでしょう。それを皆さん方はいかにも中鶴が低いような資料をつくって、いわゆる場所の選定やってるでしょう。ということは、低いほうから高いほうに水を送らなきゃなりませんから、おのずと経費がかかりますよ。この経費は試算したことがありますか。まず、大字の流川、小坂、上流川、下流川、全部集めて巨瀬川を渡って、そして今度はあの浮羽の三差路のところから御幸小学校通りのほうに送ってるでしょう。御幸小学校の校庭の高さ、これ標高44メートルなんですよ。そうすると、本町浮羽線の突き当たりのところ、あれは34メートル40センチですから、ちょうど10メートルの落差があるわけですよ。これ逆に向こうに送ってるわけです。これについては試算をしたことがありますでしょうか。これ無駄な経費になってあると思いますよ。

それからもう1点は、汚泥処理を市でできないもんですから、糸島のほうに委託してありますけれども、これ1トンの委託料は幾らなんですか。それから1トン、糸島まで搬入する経費は幾らかかっているのか、これについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今議員さんのほうからの御質問でございます。言われるとおり、吉井、それから浮羽の処理区におきましては、汚泥のほうはある程度乾燥いたしまして、糸島のほうに搬出をしております。今ちょっと手元のほうにその量と金額のほうを持ち合わせておりませんので、後ほどまた御報告をしたいと思っております。申しわけございません。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。



○議員（13番 三園三次郎君） 今、ある程度乾燥して送ればいいわけですよ。ところがうきはから糸島に送っている汚泥は含水率が高いんですよ。水分を含んでるということは言い換えれば水を運搬してると同じです。だから割高になってるわけでしょう。こんなことをやとつたら、幾ら経費があっても足りませんよ。したがって、そういうものをきちっと見ていただかなきゃなりません。

そこで、維持管理費を26年度で見えますと、吉井浄化センターが、維持管理費が1億2,668万9,731円かかっていますよ。吉井の浄化センター。それから屋部の浄化センターが811万3,951円。これ合わせますと、今度は屋部のほうが、吉井浄化センターに合併するという構想がありますけれども、それでもやはり1億3,400万円ほどかかっているわけなんですよ。

浮羽の浄化センターが9,709万2,020円ということですから、つまり維持するだけで、2億3,000万かかっているんですよ。収入は、先ほど申しあげましたように使用料収入が3億3,800万しか入ってないんですよ。3億3,800万から2億3,100万引きますと、おのずともう残りはわずかになってきますよ。そして、今度はそれに一般管理費というのが加わってきますから、何とかしてこの経費の削減を図らんことには、下水道事業はとにかくパンクの状態ですよ、皆さん方はどういう認識か知りませんが、

そして、先ほど浮羽の浄化センターのことを申しあげましたがね、ここに皆さん方が出された資料がありますよ。これ平成7年8月3日木曜日の13時30分から開催された資料なんです。ということが書いてあるかという、この資料の中には、こういうことが書いてあります。下水の自然流下が可能になるような計画区内の最低値を選定しますということですよ。自然流下、自然の法則に逆らうということは、今の時代ですからできないことはないけれどもですよ、電気でポンプを動かして水を送らなきゃならんということなんです。当然、無駄な経費になりますけれどもですよ、この資料の中で皆さん方が出されたのが、6カ所出されてある。巨瀬川水系が畑田、浮羽、下流川、それから井延川水系で中鶴、古川、それから隈上川水系で、隈上ということで、A、B、C、D、E、Fまでこれ続いているわけ。その標高が書いてあるわけ。これを皆さん方はね、標高、これもあつてですよ、そして選定委員会で検討していただいておりますけれどもね、中鶴が一番低い数字、34メートル、それから畑田のところが36メートル、溝尻の下が37メートル、下流川が36メートル、中鶴が一番条件がいいですよってこと。

これについて、私が文句を言ったのを覚えておりますか。高木市長が助役のときですよ。何でこのような数字を出したということですね。私が調べたのは、畑田が34.4メートルなんです。それから中鶴は36.1メートル、逆に高いんですよ、向こうがですよ。そして、選定場所はここに書いてありますように、いわゆる地下障害物の少ないところを選ばなきゃならんということ

がここに書いてあるわけ。地下障害等が少なく、処理場への下水流入管のルート確保ができやすいことと書いてありますが、これも全くでたらめですよ。確かに、大石あたりは条件はいいけれども、久大線から南側、まず久大線の下をいわゆる推進工法で管を埋設しなきゃならん。それがあれから200メートル行きますと、耳納山麓の導水管が入ってるんですよ、5メートル下に。その5メートル下も降りていく。それからさらに300メートル行きますと、隈上川があって、隈上川は底から1メートル下じゃないと下水管は埋設してはならないということですから、つまり皆さん方は一番悪い場所を選定したんですよ。だから大変な工事がかかったでしょう。地下6メートルも下に管を埋設しなきゃならんということですから。

だから、私はこの数字が間違ってるじゃないか、何からこの数字を出したということで、9月3日の会議のときに、ここに資料があります。9月22日のですね。下水道の推進協議会の会議がなされてありますが、これに町長、それから高木助役、出席してあります。そしてこのときの推進員が山春が諫山、大石が舎川、それから農業委員の吉瀬、それから浮羽が東、山間部ですから山間部が佐々木という区長が、5人が選考委員になって選定したんですよ。で、お尋ねした。何でこんな数字出してるということだったんですが、皆さん方の答弁は、最初は1万分の1で用いたためにそういう数字になりましたって。だから、今度は2,500分の1で訂正をしますということ訂正されたのが逆転したという状況であるわけなんですよ。

皆さん方はこう言うんですよ。つまり、自分のいいように資料をつくって出されるのが今までの通例でしょう、四季の舎ながいわもそうだったでしょうが、絶対黒字になりますと。1日123人も来るはずがないと申し上げたことには、「いや、もう来るようにしております」ということだったんですけどもですよ、こういうことがないように、今後やっていただかなきゃなりませんよ。後で訂正しても、もう間に合わんでしょ、場所は選定してしまってますよ。これについて、高木市長の率直な答弁を聞かせてください。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま平成7年の処理場の案件については、当時確かに私は浮羽町の助役をさせていただいておりますので、当時も三園議員からそういう御指摘があったことはしっかり承知をしております。何せ21年前ですんで、ちょっと細かい資料がここにはないものであれなんですけど、たしか私の記憶するところによりますと、確かに一番低いところに持っていけば、ポンプアップする必要がありませんので、一般論としては経費が安く収まるわけですが、諸々いろんな当時の浮羽町全地域から、平坦地の全地域から下水を集めるとなると、いろんなコントロールポイントがあって、必ずしもその1点だけの理屈ではうまくいかない話であったり、あるいは用地の確保でしっかり理解をいただける用地があるかとか、いろいろ総合判断の中で、あの地域に処理場を設けさせていただいたと、こういう記憶をしております。決してありきで都合の

いい説明をしてるといふのは、もう全然当てはまらないのではないかなと、こう思います。

それから、四季の舎ながいわについても、当時私が平成6年の2月21日に浮羽町の助役に就任させていただいたとき、当時、鑓水町長時代に、あそこについては、ああいう合所ダムにつり橋をかけるという構想がありました。それが非常に農林水産省事業でかなり進んでいる中で、いろんな御意見があつて、それを中断した中で、農林水産省との関係もあつて、何らかの地域振興事業を起こさなくちゃいけないということでああいう形になったということ承知をしております。

いろいろ、私はこうやって助役でもあつたし、今は市長をさせていただいているんですが、全然、どういうんですかね、責任を転嫁する立場にないし、しっかり受けとめてやっていかなくてはいけないと思つてますけれども、意図して、ありきで誘導するような話といふのは今までも今後もやるつもりはないし、しっかりいろんな形で皆さん方に情報開示をして、総合的な観点で、要はうきは市民のためにどういふ方策が一番ベストかといふことを常に考えて判断をしてまいりたいと、このように思つています。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 本来は、下水道事業は埋設管で大体50年といふことですね。国土交通省の調査ですよ。ここに国土交通省の資料がありますけれどもですよ、国土交通省がいろいろ検討して、全国の下水道事業の維持管理費について調査をやつたといふ資料があるわけ。全国にある下水道の維持管理や更新に必要な費用が、2033年度には13年度の1.5倍に膨らむ見通しのあることが国土交通省の調べでわかつたといふことだつたですね。1.5倍になりますよといふことですからね、当然、うきはも処理場はもう15年がすぐ経過するわけですよ。平成15年3月から稼働しましたから、平成30年にはもう15年が経過しますから、やはり若干施設の改善等が起つてくる。管については、ここに50年程度といふことですから、下水関連インフラ整備は、いわゆる下水管は敷設から50年、下水道処理場の施設は15年程度で更新する必要があるといふことですから大変な膨らみが起るといふことのでございますので、それに備えて、いわゆる逆送ポンプが何か所据えられてるか、それを調査していただけないでしょうか。

そしてそれに関する経費ですね、それを見ていただいて、今はもう合併してありますから、場合によっては吉井の処理場に流したほうが自然流下になるかもわかりません。それが可能かどうかといふことも調査していただかなければなりません。

それともう一つは、汚泥処理を何とか改善しなきゃ、当時でも総務産業委員会で荒尾とかで施設を見てまいりました。荒尾も職員が開発して、含水量を減らす装置をつくつてありましたから、ぜひうきはでもやってくださいといふことをお願いしとつたけども、あれからもう3年になりますけど、まだ何もやってないといふ状況なんですよ。つまり一緒に下水道事業担当も一緒に行つ

て見てきて、そしてこれはいいということがわかっておりながら何もやらないということ、これにはますます経費がかかっていくことは当然になりますから、これらの無駄な経費の検証をやっていただいて資料を早急につくっていただくようお願いしたいんですが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 汚泥の含水率の話は議員からたびたび議会で指摘をいただいているところであります。それを踏まえて、総合的に今いろんな方策で検討させていただいてますが、具体については住環境建設課長のほうから答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今議員さんのほうから御指摘がございました。ちなみにマンホールポンプでございますが、吉井処理区については24カ所、それから浮羽地区については18カ所のマンホールポンプがございます。将来にわたりまして、維持経費の確認ということでございます。実質、このマンホールポンプの維持管理費、それから汚泥処理につきましても含水比の減少ということでございます。一度、含水比につきましては調査をしております。ただ含水比を落とすということで、その経費と運搬コスト、それから処理場のコストということで、総合的な今後検証が必要かと思っておりますので、今後その検証について、実施をしていきます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 次に、第3点に移ります。時間がありませんので。上水道事業の三原則と事業経営の基本原則について質問をいたします。

市長は上水道事業の水源は小石原川ダムにこだわっていますけれども、これは県南水道企業団に加入し、毎年1億円以上の責任水量の支払いが絶対条件でありますよ。じゃないと、小石原川ダムから直接引かれませんか。だから、久留米で上げていただいて、県南水道企業団で飲料水にしていただいて、そのかわりそれを買いますということの条件であるわけですよ。上水道のアンケートの10問ですよ、上水道に加入時期の設問がありますが、給水管到達後、速やかに接続というのが556件です。それから給水管到達から5年以内に接続が257件、合わせますと822世帯になります。給水管到達から5年以上先は、山間部を含めてわずかに54世帯でありますからですよ、これを全部入れても900世帯に足りないということなんですよ。したがって、上水道事業の三原則が厳守できないのが現実であります。これを関係する地域市民に対してどのように周知されますか、市長の本心をお聞かせください。

そこで、次の4項目について質問をいたします。水道事業は安心して飲める、いつでも安定して飲める、安い料金で供給されるの三原則を規定してありますが、この原則は守れましようか。

第2点が、上水道事業は、地方公営企業法が適用されますが、市が計画している上水道事業は公営企業法を適用するのか、または普通会計で処理されるのか、どういう運営をされるのかをお願いしたいと思います。

それから、上水道アンケートの速やかに加入と、5年以内に加入合わせても822世帯でありますから、供用開始になっても5年間はこの数字で行くこととなりますが、赤字額は幾らになるのか、計算されてあったら教えていただきたい。

それから上水道事業の年間経費は5億6,451万円と試算をされてありますが、5億円もの赤字が生じた場合、その責任はどうか、以上4項目について、高木市長の答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま上水道事業の三原則及び事業経営の基本原則について、4点の御質問をいただきました。

まず1点目が水道事業の三原則についての御質問であります。議員御指摘の三原則は、水道法の第1条の条文に基づくものと理解をしております。同法の第1条では、水道の目的について、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」とされ、このうち清浄とは安心して飲めること、豊富とは、いつでも安定して飲めること、低廉とは、安価な料金で供給されることと言いかえることができます。地方公共団体が水道事業を経営するに当たっては、この三原則を含め、適正かつ効率的な運営に努めなければならないとされておりますので、うきは市においても水道事業者として事業を行う際には、法に定める原則にのっとり、経営を行うこととなります。

2点目が、市が計画する上水道事業の運営形態についての御質問であります。うきは市では、平成13年度に浮羽郡上水道基本計画を策定し、計画給水量を求めるとともに、この基本計画を基礎として平成14年には小石原川ダムの必要水量を回答しております。その水量は、5,001人以上を給付対象とした、いわゆる上水道と定義される水量であります。上水道につきましては、地方財政法第6条及び同法施行令第46条で、簡易水道、交通、電気、ガス事業などとともに地方公共団体が行う公営企業と規定されており、その経理は特別会計を設けて行うことが定められております。

また、公営企業は、地方公営企業法の全ての規定の適用を受ける事業については、上水道を初め、工業用水、鉄道、電気、ガスなど7事業とし、病院事業では、地方公営企業法の財務規定のみを適用することが原則として定められております。

以上のことから、うきは市の水道事業につきましては、給水人口5,001人以上を対象とする上水道事業として、地方公営企業法の全ての規定の適用を受けることとなり、かつ特別会計を

設置して運営していくこととなると考えております。

3点目が、水道事業の赤字額についての御質問であります。上水道の加入時期につきましては、昨年実施したうきは市上水道事業に関するアンケート調査の問い10で尋ねたものですが、この設問は、問い9の枝分かれ質問となっており、問い9で上水道へ加入する、または現在の井戸等と併用しながら上水道へも加入すると答えた方のみがご答えいただくものであります。問い9で上水道へ加入する、または井戸等と併用で加入すると答えられた方の割合が、両方足して27.5%であり、問い10の設問で、配水管到達の後、速やかに加入すると5年以内に加入すると答えた方の割合は、両方足して57.6%ですので、問い9の27.5%に問い10の57.6%を乗じると、15.84%でございます。15.84%を全世帯である有効配布数1万782通に乗じますと、約1,700世帯が加入の意向であるということになります。

アンケートに回答した実数でとらえるのは誤りであり、アンケート調査の意義と統計上の解説を逸脱しているものであります。しかし、ここではあえて議員御質問の822世帯の場合で答えいたします。

なお、上水道事業に係る試算につきましては、平成27年12月に開催された第7回水資源対策特別委員会において、平成22年度の試算に基づく料金等の検証表を提出しておりますので、その表に基づいて説明をいたします。

また、事業所や学校等で使用する水量は考慮せず、822世帯のまま50年間経過するものとし、かつ822世帯ですと5,000人を下回り、通常は上水道事業認可がおりませんが、あくまでも水道認可を取得し、国庫補助金も交付されるものと仮定してお答えいたしますと、以上の条件設定のもと試算を行いますと、毎月25トンの水を使った場合で、月額水道料金が8,449円にした場合では、毎年約4.8億円の繰り入れが、八女市の水道料金と同額である5,670円にした場合では、約5.1億円の繰り入れがそれぞれ必要になるものと見られます。うきは市としては、今後、上水道整備を行う際には、市民の皆様の加入率を高め、なるべく財政負担が少なくなるよう対応を図ってまいりたい所存であります。

4点目が、赤字が生じた場合の責任についての御質問であります。まずは上水道事業の立ち上げに向けてしっかりとした計画を練る必要があります。事業認可申請に際しましては、需要に対する適合性や計画の確実性と合理性、また財政的視点などの面から申請内容が厳しく問われますので、認可基準に達するように取り組む必要があると考えます。そのためには上水道事業の必要性について、市民の皆様へさらなる説明に努めるとともに、安定経営を目指した事業計画の構築を図っていく必要があると、このように考えております。

○議員（13番 三園三次郎君） 質問で、責任はどうなりますかと、これに対する答弁がありません。赤字になった場合の責任は誰がとりますか。議案を可決すれば、議会も責任持たなきゃ

なりません。

それともう一つは、市民が上水道に加入していないから、市民にも責任があるとおっしゃるのかどうかですね。市民にも責任がありますよと。

以上、責任だけ答弁をお願いします。答弁漏れしてありますから。

○市長（高木 典雄君） いいですか。

○議長（櫛川 正男君） 簡潔に。

○市長（高木 典雄君） はい。時間過ぎてますが、先ほど明確に答弁しましたように、安定経営を目指した事業計画の構築を図っていきますので、責任が問われないようにしっかりしたいと思います。

○議員（13番 三園三次郎君） 赤字が出た場合はどうしますかという質問をやってるわけですよ。（発言する者あり）仮定じゃないですよ。5億円の赤字が出ますという説明があったからですよ。

○議長（櫛川 正男君） もう時間でございますので……

○議員（13番 三園三次郎君） はい。答弁はありませんでした。終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（櫛川 正男君） 拍手は禁止事項でございますので、遵守してください。（発言する者あり）いや、傍聴規則は遵守してください。（発言する者あり）  
変わってないですよ。

これで13番、三園三次郎議員の質問を終わります。

---

○議長（櫛川 正男君） 以上で、本日は散会します。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時33分散会

---